



議事日程 平成28年3月4日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 教育長の教育方針
- 日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明  
(議案第5号～議案第24号)
- 日程第6 議案審議  
議案第8号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第9号 特別職の給与条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第10号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第14号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第10 議案第15号 平成27年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第16号 平成27年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第17号 平成27年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第18号 平成28年度上峰町一般会計予算
- 日程第14 討論・採決

午前9時30分 開会

○議長（碓 勝征君）

皆さんおはようございます。本日は平成28年第1回上峰町議会定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回上峰町議会定例会を開会いたします。

なお、吉富議員より、通院のため遅参する旨の連絡を受けておりますので、お知らせしておきます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（碓 勝征君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番向井正議員及び2番吉田豊議員を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定について

### ○議長（碓 勝征君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より3月18日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定いたしました。

## 日程第3 町長の施政方針

### ○議長（碓 勝征君）

日程第3. 町長の施政方針。

町長の施政方針をお願いいたします。

### ○町長（武廣勇平君）

町民の皆様並びに議員各位には、平成28年上峰町議会3月定例会に御参集いただき感謝を申し上げます。

本定例町議会にて、平成27年度補正予算案及び平成28年度当初予算案を提案し、御審議いただくに当たり、今後の町政運営につきまして、新年度に臨む私の所信の一端と、予算概要、主な施策の概要を申し上げさせていただきます。

#### 1 所信表明

幕末佐賀藩の藩政改革に本格的に乗り出した鍋島直正は、新しい時代を切り開くために、財政再建、農業改革、教育改革を藩政再建の三本柱とし前に進めました。まず着手した財政再建は“入りをふやして出を制する”だけでなく、多額の負債をリスケジュールして清算しました。さらに、農家負担を減らし、生産を安定させ、かつ教育予算は削らず、大幅に増額し、新しい時代を担うべき有為な人材育成を進めました。幕末という「国難」の時代にあつて、奇跡とも言われたその運動が前進した要因は強い危機感であったとされます。

現在、政府は急激な人口減少と少子高齢化という我が国が直面している大きな課題を克服するべく、危機感を持って地方創生や地域経済の活性化に向けた取り組みを本格化させております。2060年に1億人程度の人口を確保するための「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を決定し『1億総活躍社会』を掲げ、多様な働き方が可能な社会への変革に向け同一労働・同一賃金の実現に踏み込むと表明されました。

本町においては、政府から人材支援と情報支援をいただき上峰版総合戦略を昨年策定し、

人口減少対策などに取り組むとしたところであります。実現のために自由度の高い地方創生交付金等によって民間の力も大いに生かしながら、創意工夫し、町の発意による、町のための地方創生を実施していきたいと思っております。あわせて、1億総活躍社会に向け「先ず隗よりはじめよ」ということで働き方を見直してまいります。

平成28年度は、今後の町づくりに向けて、重点的に取り組む施策を明確化し、直面する行政課題や多様なニーズに的確に対応しながら、私が先頭に立って本町の将来像に掲げた「みんなで作る元気創造拠点・上峰」の実現に向け、持てる力の限りを尽くしていく決意であります。

## 2 予算概要

### ○平成28年度予算の考え方

次に、平成28年度予算について申し上げます。編成の基本的な考え方として、限られた財源を計画的・効果的に配分することを基本に編成しております。また、さきに策定した健全な財政運営に関する条例をもとに積立基金や起債発行額を意識した予算編成を引き続き継続しております。予算編成方法については、効率的な行政経営を目指し内部努力による経費節減の徹底を行いました。また、町債については、平成26年度決算時点で実質公債費比率18%を下回ったものの、依然として高い比率であるため、可能な限り発行を抑制する必要があります。一方、歳出では、普通建設事業及び扶助費の増加、防災及び子育ての分野などで新たな財政需要が見込まれています。

平成28年度一般会計当初予算の規模は、一般会計8,508,000千円、特別会計（国民健康保険）1,051,000千円、（後期高齢者医療）95,000千円、（土地取得）14千円、（農業集落排水）520,000千円、合計で10,174,010千円になり、前年度の当初予算と比較しますと、一般会計228.9%、特別会計97.0%、合計で187.2%となります。

一般会計予算の規模は対前年度228.9%、4,791,000千円の増で、総額8,508,000千円となりました。一般会計の歳入歳出の概要を申し上げますと、今年度の当初予算からふるさと納税関連の予算を計上しているため、大幅に予算規模が増しております。

次に、一般会計の歳入歳出の概要を申し上げます。町税全体では対前年度98.0%、28,000千円減の1,353,000千円を計上しています。昨年12月に国が発表しました平成28年度地方財政対策によりますと、地方の歳入のかなめであります地方税については、景気回復などから前年度に比較して3.2%の大幅な増加を見込んではいらぬものの、全体として地域の経済環境は依然として厳しいものと考えています。個人住民税は、給与水準の回復が推認され対前年度101.3%、5,000千円の増の382,000千円となりました。法人住民税は対前年度91.8%、17,000千円の減の192,000千円、固定資産税は、対前年度96.7%、23,000千円の減の681,000千円となりました。両税とも大手企業収益の不透明感と設備投資面に手控えが感じられること、また、土地に関する固定資産税で下落修正を実施する影響等もありいずれも減収と見込

んでいます。軽自動車税は対前年度121.5%、5,000千円の増の29,000千円としていますが、27年度税制改正に伴う影響は、実質的に28年度以降反映してまいります。増収分として2輪車等の税率引き上げ、及び初年度登録から13年以上経過した軽車両に対する経年重課、減収分として一定の環境性能を有する車両に対するグリーン化軽課、これら要因を予算上に反映しています。たばこ税に関しては、27年度の申告状況を参考に、旧3級品（6銘柄）の税率改正に伴う経過措置初年度分を見込んで算定しています。なお、譲与税や税関係交付金は、県の算定見込み等を参酌して計上しております。国庫支出金は、防災行政無線整備に係る国庫補助金及び認定こども園整備に係る国庫補助金を計上しているため、対前年度154.0%、217,000千円の増の619,000千円となります。地方交付税は、9億円となります。地方交付税は、地方財政計画において普通交付税が減額とされておりますが、前年度の実績を勘案して、対前年度106.1%、45,000千円の増の780,000千円と見込み、特別交付税については近年の実績額に合わせて120,000千円と見込んでおります。公債費である町債は、今年度も臨時財政対策債のみを予定しており、対前年度98.7%、2,000千円の減の153,000千円となります。また、通常のふるさと納税に加え、今年度もクラウドファンディングを活用した資金調達についてはソーシャル・キャピタルを向上させ、新しい公共のための資金調達手段として非常に有望だと考え、使い道を明確化し継続してまいります。

次に、歳出では義務的経費については公債費が減額となる一方、人件費及び扶助費が増額になることから、対前年度103.6%、64,000千円の増の1,838,000千円となります。投資的経費は、まち・ひと・しごと創生総合戦略への取り組み、さらには、マイナンバーの情報連携を見据えた情報セキュリティ対策などに対し重点的な取り組みが求められており、防災行政無線整備事業、認定こども園整備事業、町道補修事業などを実施するため、対前年度463.0%、501,000千円の増の639,000千円となります。その他の経費は、ふるさと納税の寄附者への返礼品やふるさと納税寄附基金への積み立てなどの経費が増額となることから、対前年度334.1%、4,226,000千円の増の6,031,000千円となります。

### 3 主要な施策について

#### ○主要な施策について

平成28年度の主要な施策につきまして、申し述べます。「上峰まちづくりプラン」前期分野別計画の施策体系に沿って、公約に関する取り組み事業も含めて、新たに取り組む施策を中心に、その大要を申し上げます。

#### 1. 美しく安全な生活環境のまち

##### ①環境・エネルギー

##### 地球温暖化対策の推進

温暖化防止対策として本町では、防犯灯等のLED化を推進するとともに、引き続き職員による電力消費量の節減の取り組みを継続していきます。また、地球温暖化防止を目的に不

必要な照明の消灯、クールビズやウォームビズによるエアコンの設定温度の調整を継続し温暖化防止に努めます。

#### 新エネルギー施策の推進

町民みずからが新エネルギーの利活用により温室効果ガスの削減に取り組み、地域全体で地球温暖化問題の解決に取り組む環境に優しい町づくりを推進するため、平成24年度より実施している住宅用太陽光発電システム設置補助金事業を継続します。

#### 自然保護・環境保全活動の促進

豊かな自然を守り、緑と花のあふれる都市空間をつくる施策として、身近な自然環境とのふれあいの場を確保し、町民の皆様とともに緑地の拡大を図り、庁舎等の公共施設周辺の環境美化活動を推進します。

#### 公害等の未然防止

目達原飛行場周辺における騒音について現在、3カ所で測定を行っていますが、今後も国による適切な防音対策が図られるよう要望を行います。また、公共用水域の水質保全のために、水質検査を工場排水年4回6カ所、河川水水質検査年2回18カ所、地下水のトリクロロエチレン類第3物質検査年1回5カ所で行い、未然防止に努めております。

なお、平成26年度に行いました特定悪臭物質測定等、工場から排出される悪臭物質につきましても、周辺地域の生活環境に影響を及ぼさないよう適切な改善指導を継続してまいります。

#### ②ごみ処理等環境衛生

##### ごみ収集・処理体制の充実

現在、一般廃棄物の収集運搬及び処分手数料として占有者（受益者）よりごみ袋大1枚当たり（消費税2円含み）40円、小袋（消費税1円含み）25円等を徴収しており、価格は据え置いています。また平成27年1月よりごみ袋の間口を広くして、入れやすい袋になりました。今後ごみ袋の大きさや材質等の向上を検討します。また、現在稼働中の、鳥栖三養基西部環境施設組合のごみ処理施設におきまして、現有施設の設置期限が平成35年度までとなり、次期ごみ処理施設建設のあり方につきまして協議を重ねているところであります。平成23年11月に示されました「佐賀県ごみ処理広域化計画」を踏まえ、組合におきまして、まず構成市町による「ごみ処理施設建設あり方検討委員会」を設置しまして、さらなる協議を重ね、次期ごみ処理施設建設の際は、神崎市・吉野ヶ里町を含めた広域化により、処理の効率化、市町の建設負担・運営負担の軽減まで考慮していくことで事業を推進することとなりました。その後の協議により、次期ごみ処理施設建設候補地を鳥栖市に決定し、平成28年2月15日付で2市3町の広域化事業の受け入れ合意を候補地であります、鳥栖市真木町より了承いただきました。このことを受け、今後は新ごみ処理施設建設に向け、設置自治体と協力のもと、町としての役割を担ってまいります。

### 3 R運動の促進

広報・啓発活動の推進やリサイクル推進団体の育成、ごみの排出量をさらに減らすために家庭用生ごみ処理機（生ごみ電動処理機／生ごみコンポスト）の購入に対する補助を通じ、町民や事業者の自主的な3 R（リデュース・リユース・リサイクル）運動を促進し、ごみの減量化とごみを出さない生活様式や事業活動への転換を促します。

#### 不法投棄の防止

山間部や河川等への不法投棄を抑止するため、不法投棄の監視パトロールなどの監視体制を継続します。また、空き家対策としては、昨年、区長会の御協力により実施いたしました調査結果をもとに、町内空き家のデータベース化を行い、荒廃した家屋等（特定空き家）の対策を検討します。

#### し尿収集・処理体制の充実

現在、広域的な処理として三神地区環境事務組合にて収集・処理を行っております。今後も許可業者への指導などにより、効率的な収集・運搬に努めます。三神地区汚泥再生処理センターでは、汚泥リサイクル品として発酵肥料「三神豊作」の製造をしております。窒素が多く含まれており、土壌改良剤として元肥に最適で高い評価も受ける中、野菜・果樹・花等の栽培に利用でき、今後もニーズに応じた増産・普及・研究に努めます。なお、これまでリサイクル品のコンクリートブロックを製造しておりましたが、需要者の減と製造機器の老朽化により平成27年度までの製造で販売を終了しております。

#### 斎場の適正管理

広域的連携のもと、21年目を迎える三養基西部葬祭組合による斎場施設の維持管理に努めるため、炉の改修及び屋内空調設備改修を平成27年度に完了いたしました。今後も施設利用者のニーズを最優先に維持・運営の適正な管理に努めてまいります。

### ③上・下水道

#### 給水体制の維持・充実

上水道への加入促進につきましては、佐賀東部水道企業団と連携し、企業団だよりや町広報紙等を活用して、安全性の高い上水道への加入啓発を行います。なお、上水道料金につきましては平成23年及び平成26年に合わせて平均11.6%の値下げを行いました。引き続き経費の削減等に努めていきます。また、以前から要望いただいております中村地区の管路の口径拡大を含めた工事におきましても、企業団の理解のもと平成27年度事業で整備実施を行っております。今後、企業団のパイプラインの耐震化計画を平成28年度より策定するという話がありますので、それにあわせて緊急貯水槽整備の計画を加えていただけないか、今後要望していきたいと思っております。

#### 下水道施設の適正管理

平成23年度から実施してきた坊所処理場の機能強化事業については、平成27年度で完了い

たしました。下水道については住民生活に密着したものでありますので、今後、処理施設、管路施設の機能の保全と長寿命化に向けて、老朽化した施設の更新及び計画人口の増加に伴う処理施設改修の機能強化事業の計画検討に入りたいと思っております。維持管理につきましては、包括的管理業務委託による適正かつ効果的な施設管理を行い、さらなる下水道事業の円滑な運営を推進します。また、起債の償還関係では、より低金利での返済に向けて積極的に借りかえ等を行い、効率的な運営を進めていきます。

#### ④公園・緑地

##### 公園施設・設備の整備充実

本町は、都市公園として、鎮西山いこいの森や佐賀東部緩衝緑地、中央公園、坊所児童公園を整備しているほか、小規模児童遊園や農村公園等を各地区に整備しており、今年度も委託費を増額して地元において適切管理に努めていただき、それぞれ町民の憩いの場となっています。公園の遊具などについては、平成26年度実施しました一斉点検の結果をもとに、平成27年度に引き続き（13カ所）、町内全域の公園の遊具等の修繕または廃棄等を計画的に実施し、安全確保に努めます。

##### 緑化の推進

緑の基金の活用と地域住民や住民団体の皆様による緑の愛護活動を進め、公共施設内・外で、緑や花に触れる機会をふやし、精神衛生の向上に努めます。

#### ⑤交通安全・防犯

##### 交通安全意識の高揚

警察署や交通安全協会等との連携のもと、運転免許保持者講習会や小・中学校における交通安全教室などを行います。また新たに交通安全教育担当員を選任し、交通事故発生率の減少に向けて、子供から高齢者まで各年齢層に応じた効果的な交通安全教育や通学時の安全確保に寄与する反射材の配布を行うなど、啓発活動を推進するとともに、地域ぐるみの交通安全運動（春・秋）を展開し、町民の交通安全意識の一層の高揚に努めます。

##### 交通安全施設の整備充実

国・県道の安全な道路環境の整備及び県道へのガードパイプ等の安全施設の設置を昨年に引き続き要請していきます。また町道についても、交通量の多い路線や通学路を中心に、今後もガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設の整備充実を計画的に推進するとともに、交差点でのカラー舗装や減速ハンプなどの設置、さらに危険箇所の監視、点検などを必要に応じて実施します。

#### ⑥消防・救急・防災

##### 消防団の充実

平成27年度にて消防団第1部（前牟田）格納庫の移転新築が完成し、格納庫への進入橋脚を建設中であります。今後は、ほかの格納庫の改善・整備の必要性を検討してまいります。

また、平成26年度から消防団員の報酬及び訓練手当の拡充、災害時出動手当の新設、消防装備の充実を行ってきましたが、平成28年度も引き続き消防装備の充実を図っていきます。

#### 消防水利の整備

消化活動及び初期消火における迅速な対応を図るため、随時、必要箇所消防水利（消火栓の計画的な整備）を拡充していくよう努めます。

#### 防災・減災体制の強化

平成26年度に九州防衛局から事業採択をいただきました防災行政無線施設整備事業は、現在、平成27・28年の2カ年事業として進めており、役場庁舎の親局を初め、各地区に屋外拡声子局を25カ所設置いたします。防災行政無線の運用が始まれば、災害情報や国民保護情報等を即時に町民各位へお伝えできる情報伝達手段が完成いたします。また、災害時備蓄品についても、これまで以上に充実するよう努めてまいります。さらに、平成27年度に開催した町防災会議で指定した指定避難所については、避難所案内看板の設置を新たに行うこととしております。

## 2. だれもが元気になる健康福祉のまち

### ①保健・医療

#### 健康づくり意識の高揚と自主的活動の促進

広報・啓発活動の推進により、町民の「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図ります。また、食生活改善地区協議会の地域に根差した活動及び自主的な健康づくり活動を支援します。さらに、老人福祉センターに健康器具等を設置するとともに、健康づくりのための気功教室を支援します。

#### 健康診査・保健指導等の充実

特定健康診査等実施計画及び、国保保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、特定健康診査・特定保健指導を積極的に実施し、医療費適正化に努めます。また、各種がん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・子宮頸がん・乳がん）や骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診の充実を図ります。女性を対象とした子宮頸がん検診や乳がん検診においては、一部の対象者への無料クーポン券交付事業を継続及び医療機関での個別検診の導入により、検診受診体制の利便性及び受診率向上に努めます。歯周疾患対策として、40歳、50歳、60歳、70歳の節目年齢の方を対象に歯周疾患検診を導入、早期予防・早期治療のための適切な指導を実施していきます。各種検診結果をもとに、病気の早期発見や重症化予防のために、保健師・栄養士による保健指導を実施し、予防活動により住民の健康格差の縮小に努めます。

#### 母子保健の充実

母子の健康保持を図るために妊婦一般健康診査事業について、必要な回数（14回）を受診できるよう助成しています。受診勧奨と妊婦自身の健康管理のため、妊娠届け時にマタニティーブックを用いて保健指導を行っています。また、平成26年度から不妊治療（人工授精、

体外受精及び顕微受精) 費の助成を、子供を希望しているにもかかわらず、経済的負担が重いため十分な治療を受けることができない方への経済的負担の軽減を図ることを目的として行っています。親の育児不安解消、児童虐待の発症予防に向け、妊娠期からの継続した相談・指導の実施、妊婦健康診査、生後4カ月までの全戸乳幼児訪問事業、乳児健康診査、1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査の実施、育児サークルの育成など子育て支援体制の充実を図ります。

#### 精神保健の推進

精神障がい者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるよう、正しい知識の普及のための広報活動等を推進していきます。また、医療機関や保健福祉事務所、総合相談支援センター等の関係機関との連携を図り、相談体制の充実に努めます。

#### 感染症対策の推進

佐賀県や医師会などの連携のもと、結核や肝炎、新型インフルエンザ等の感染症に関する正しい知識の普及や予防接種相談支援体制の充実に努めます。また、子供の予防接種及び高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌ワクチンの予防接種についても国の動向を見ながら充実に努めます。

### ②高齢者支援

#### 高齢者保健福祉サービスの充実

高齢者の在宅生活を支援するため、社会福祉協議会などとの連携のもと、配食サービス、ひとり暮らしの高齢者に対する緊急通報システムの貸与、買い物弱者支援などの福祉サービスの充実を図ります。65歳以上の高齢者が、あんま、マッサージ、指圧、はり及びきゅうの施術を受けられた際に、1回1千円を上限として施術料を給付する事業を継続して実施します。多年にわたり地域社会に尽力された高齢者に対し、古希(70歳)、喜寿(77歳)、米寿(88歳)、白寿(99歳)の方々に長寿祝い金を交付し、敬老の意を表します。また、9月に70歳以上の町内居住者の長寿を祝うために敬老会を開催します。

#### 高齢者の能力活用・社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って充実した生活を送り、積極的に社会参加することができるよう、老人クラブが行うきずなサロン、料理教室等の活動支援やボランティア活動の推進、団塊の世代の知識や技術を活用したシルバー人材センターの活用を図ります。

#### 認知症対策の推進

認知症高齢者の増加を見据え、関係機関と連携した認知症の早期発見、予防、重度化の防止に向けた取り組みを進めるとともに、徘徊高齢者の早期発見や地域での見守りとして、上峰町高齢者SOSネットワーク事業の支援や体制強化を図るなど、認知症対策を推進します。また、児童を対象に認知症キッズサポーター養成講座を開催し、地域全体で見守り支え合う

体制づくりを推進します。

#### 地域支援事業の実施

高齢者ができるだけ介護や支援が必要な状態にならないよう、介護保険事業による介護予防策として、関係機関と連携し、地域支援事業（口腔ケア教室・介護予防筋力トレーニング・転倒予防教室・介護予防3B体操等）を推進します。また、平成29年度より始まる総合事業に向けての体制づくりを進めます。

#### ③障がい者支援

##### 障がい者支援推進体制の充実

福祉制度やサービス内容の周知を初め、関係機関と連携し、障がい者支援推進体制の充実を図ります。

##### 障がい福祉サービスの提供

居宅介護（ホームヘルプ）等の居宅での生活を支援する訪問系サービス、生活介護等の日中の活動系サービス、共同生活援助（グループホーム）等の居住系サービス等の利用に対する自立支援給付を行います。重度の身体障がい者・知的障がい者に医療費の一部を助成する重度心身障がい者医療費助成や、自立支援医療費助成、補装具給付事業、在宅の重度心身障がい者に対してのタクシー料金の一部を助成する福祉タクシー利用券を、月3枚年間36枚交付します。

##### 保育・教育の充実

障がい児保育の充実や介助員の配置などによる特別支援教育の充実に努めるとともに、適切な就学・就労相談及び指導に努めます。また、小・中学校の特別支援学級への就学の充実を図るため、障がいのある児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減する目的で、援助を行います。

##### 就労支援の充実

「障害者優先調達推進法」の施行に伴う「上峰町における優先調達推進方針」を定め、公共施設に係る公共事業の発注をふやすことで、利用者の平均工賃の上昇を目指します。また、生活支援施設としての機能強化を目指し、NPO法人との連携を検討していきます。

#### ④子育て支援

##### 子育てに対する経済的支援

現在、子どもの医療費助成について、0歳から中学生までを対象に、通院は一月1医療機関につき自己負担上限500円を2回まで、入院は一月1医療機関につき自己負担上限1千円、院外薬局での薬代は無料として保護者の子育てに対する経済的負担の軽減を図っているところですが、平成28年度から拡充事業としまして、助成対象を18歳到達の年度末までに引き上げ、さらなる子育て支援の充実を図ってまいります。家庭等の生活安定・児童の健やかな成長のため、所得限度額未満の受給者に対し、3歳未満は月額15千円、3歳から小学校就学前

までは第1子・第2子10千円、第3子以降15千円、中学生は10千円を児童手当として支給し、所得制限以上の受給者については特例給付として月額5千円の支給を継続して行います。保育料については、平成28年度より年収約3,600千円未満の世帯について、現行制度で「1号認定子ども」については小学校3年生まで、「2・3号認定子ども」については小学校就学前までとされている多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施します。保護者の子育てに対する経済的負担を軽減するため、幼稚園就園奨励助成を継続してまいります。

#### 地域の中の子育て環境づくり

平成24年8月10日「子ども・子育て支援法」が成立し、新たな制度が平成27年4月1日に施行となりました。本町においても、平成26年度、「上峰町子ども・子育て支援事業計画」の策定を行い、今後は計画の実施に向け実情に応じた教育・保育・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て会議などでの審議をお願いし、地域及び教育・保育施設との連携のもと、一層、子育てのしやすい町としての環境づくりを進めます。平成28年度は、計画の一環でもあります施設整備としまして、認定こども園の整備を推進し、現有保育園との調整も含め、子育て世代への支援の充実を押し進めてまいります。

#### ひとり親家庭への支援

増加傾向にあるひとり親家庭の経済的・精神的不安の軽減に向け、民生委員・児童委員等との連携のもと、相談・指導等を推進するとともに、各種手当や助成制度の周知と活用を促進します。

#### ⑤地域福祉

##### 地域福祉を支える多様な担い手の育成

老人福祉センター「おたっしや館」の経営を初めとした社会福祉協議会の運営や利用者の増加を図るための体制強化等に支援します。また、健康器具等を用いた高齢者の健康づくり支援事業や社会福祉協議会における弁当宅配事業を支援していきます。

##### 支え合い助け合う地域づくり

高齢者や障がい者等が孤立せず、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、関係機関との連携のもと、多様な担い手が一体となった福祉ネットワークの形成を促進し、地域で支え合う体制づくりを促進します。また、ガバメントクラウドファンディング（GCF）を利用し、グループホーム創設を支援していきます。

#### ⑥社会保障

##### 低所得者福祉の推進

低所得者の自立に向け、民生委員・児童委員、佐賀県及び社会福祉協議会等との連携のもと、それぞれの実態に即したきめ細かな相談・指導等に努めるとともに、生活保護制度や資金貸付制度の利用に関する助言・指導等に努めます。また、低年金受給者への支援や高齢者

世帯の所得全体の底上げを図る観点から、平成27年度の臨時福祉給付金の対象者のうち、平成28年度に65歳以上となる方及び障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している方に年金生活者支援臨時福祉給付金を支給します。

#### 国民健康保険制度の健全運営

国民健康保険制度については、広報・啓発活動の推進や医療費の通知、レセプト点検の実施等により、制度の周知と被保険者の健康管理意識の高揚、適正受診の促進を図り、医療費の抑制や税率の適正化、保険税滞納者に対する納付相談を行い、収納率の向上を図り、制度の健全運営に努めます。なお、国民健康保険制度の平成30年度からの広域化に向けて、佐賀県市町国民健康保険広域化等連絡会議などで協議していきます。

#### 国民年金制度の周知徹底

国民年金事務については、引き続き、日本年金機構佐賀年金事務所との連携のもと、住民の皆様がスムーズに手続きができるよう、今後も記録確認、相談業務について同事務所の指導のもと、町広報紙等を活用した制度の周知に努めます。

### 3. 活力と交流に満ちた元気産業のまち

#### ①農業

##### 農業生産基盤の充実

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援します。「多面的機能支払交付金事業」は、平成27年度からの法律に基づき、農地維持支払交付金16組織、資源向上支払（共同活動）交付金15組織、資源向上支払（長寿命化）交付金6組織の活動に対して、国、県、町からの補助金を各組織に交付します。「県営クリーク防災機能保全対策事業」につきましては、平成28年度事業費60,000千円、事業量約900メートルを計画されており、その10%の負担を予算に計上しております。農地の鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、被害額として数字にあらわれる以上に農家に対し深刻な影響を及ぼしております。この野生鳥獣による被害の深刻化、広域化に対して、地域ぐるみの被害防止活動に対しまして「鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会」と連携をとりながら、「鳥獣被害防止総合対策交付金」により、平成28年度はイノシシ及びアライグマ用箱わなの購入を行っていきます。また、害鳥対策といたしまして、区長例会や町民だよりでも御紹介いただきました鷹匠による害鳥駆除を各地区からの意見集約をしながら検討していきたいと思っております。圃場整備内の農業水利施設につきましては、平成27年度に機能診断調査が実施され、施設の長寿命化及び機能保全コストの低減に寄与する目的で、平成28年度より「地域農業水利ストックマネジメント事業」を実施されます三養基西部土地改良区に対しまして、地元負担の半額を支援します。

##### 意欲ある多様な担い手の育成・確保

集落営農組織の法人化については、今後避けて通れない問題であり、今回の人・農地プラ

ンの実践とあわせて、地域農業の今後のあり方などについて検討する必要から、行政も惜しまない協力をしていくとともに、ICTを活用した幅広い農業の情報発信に必要な検討を行っていきます。また、将来の地域農業を支える人材を広く確保・育成するため、就農に必要な基礎的な情報の取得や、先進的な農業を体験できるトレーニングファームの整備に向けた検討会の設置及び先進地施設等の推進活動を行っていきます。

#### 農産物の生産性の向上促進

平成28年度においては「さが園芸農業者育成対策事業」により、新たな園芸農業者育成対策としまして、アスパラガスの新規就農者による猛暑対策ハウス及び施設全面開放装置の計画が上がっておりますので、その事業の支援を行っていきます。1月24日から25日にかけて、大雪による園芸施設（ハウス）等の倒壊被害を受けました農家（報告件数4件）に対し、被災ハウスの撤去に要する経費及び園芸施設（ハウス）等の再建に要する経費に対して県とともに支援を行っていきます。

#### 食の安全・安心と環境に配慮した農業の促進

安心・安全な農産物の営農活動に対して支援いたします。化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取り組みとあわせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対し、環境保全型農業直接支援交付金を交付します。

### ②商工業

#### 商工会の育成

平成27年度県事業「さが段階チャレンジ交付金事業」で採択されました上峰町商工会女性部の「ツバキ油の活用事業」により「上峰椿油」が商品開発されました。これは、上峰町商工会女性部が皆様にその椿油のすばらしさを知っていただきたいという思いから、町木でありますヤブツバキの実を採取し、このオイルが誕生しました。町としても、この製品には欠かすことのできないヤブツバキの植樹を「さが緑の基金助成事業」により広めていきます。また、商工会のさらなる活性化を図るために運営を支援し、商工会が基本方針とする経営基盤強化事業、情報化対策事業、商工会組織強化事業、各種共済制度の促進を中心とした各種活動の一層の活発化を促進します。

### ③観光・交流

#### 地域特性を活かした観光・交流機能の創出

「鎮西山桜ライトアップ」につきましては「さが段階チャレンジ交付金事業」により、観光資源としての魅力や付加価値を高めることができました。また、「かみちやりグランプリ」に対し、今後は町内産業とのコラボレーションにより、町の活性化及び交流人口の増加を図るよう期待するとともに、主催されております「まちづくり実行委員会」の運営に対し支援を行っていきます。また、特産品のブランド化への取り組みを進めるとともに、特産品の情報発信はもとより、町の魅力を外に向けて発信していくタウンプロモーションを積極的

に行っていきます。

#### 4. 発展への基盤が整ったまち

##### ①土地利用・都市計画

###### 適正な土地利用への誘導

無秩序な開発行為の未然防止や土地利用区分に応じた誘導を図ります。また、西峰地区等への人口増加による町の活力向上を見据え、道路認定の方策等により適正な土地利用と良好な環境の新たな宅地の形成を促進します。

##### ②道路・公共交通

###### 国道の整備促進

国道34号線の交差点改良と歩道設置については、渋滞の緩和と歩行者の安全確保に向けて国道事務所と連携を図り、引き続き地元関係者の協力をお願いしていきます。また、歩道未整備区域についても、加えて整備要望をしていきます。

###### 県道の整備促進

県道坊所城島線の歩道整備については、地元及び関係地権者との調整により、今後事業化に向けて県に要望をしていきます。また、県道神埼北茂安線については現在工事中であり、平成30年度までに加茂の交差点までの拡幅が図られる予定です。さらに、平成26年度にイオン上峰店周辺、平成27年度に下津毛交差点周辺に歩行者用の横断防護柵を設置して、安全対策を講じていただきました。今後もほかの県道も含めて整備を要望していきます。これらの整備促進を図るために、県東部土木事務所との連携を密にし、今後とも意見や情報交換などを積極的に行っていきます。

###### 町道の整備及び長寿命化

特定防衛施設周辺整備調整交付金による継続事業（3年目）として、八枚・坊所新村線に引き続き前牟田南北線の道路舗装改修工事、また、社会資本整備総合交付金による堤2号線の道路（安全施設）工事及び橋梁点検を実施します。また、道路維持関係では、傷みがひどく、路面性状調査による緊急度の高い路線から補修します。軽微な補修等については地区からの要望に迅速に対応するため、今年度も業者による管理委託を行います。また、集落環境整備として側溝整備等を実施していきます。

###### 路線バスの維持・確保

西鉄バス鳥栖神埼線の沿線自治体との連携のもと、利用促進及び維持・確保に向けた取り組みを推進します。

###### 通学福祉バス（のらんかい）の充実

町民の日常生活を支える通学福祉バス（のらんかい）について、地域公共交通活性化協議会において地域公共交通網形成計画を策定し、町民にとってより利便性の高い交通機関へと改善していきます。

### ③情報化

#### 行政内部の情報化の推進

平成28年度2月より、個人番号カード（マイナンバーカード）を利用することにより、住民票・印鑑証明・戸籍・附票（上峰町に本籍を置いてある方の戸籍で、除籍は除く）証明が、コンビニエンスストアで交付ができるように整備を進めます。このコンビニ交付システムの導入により、役場の閉庁時間帯、あるいは土日等の休日等、住民の皆様が必要なときに自宅近くや通勤・帰宅途中のコンビニで取得が可能となります。また、遠方にお住まいの方も、上峰町に本籍を置いてある方につきましては、わざわざ役場に出向いたり、郵送請求しなくても最寄りのコンビニで戸籍が取得できることとなり、このようなシステム・通信技術を、住民サービスの一環として進めてまいります。

#### 多様な分野における情報サービスの提供

平成27年度から始めた光BOXを利用した情報発信を継続して実施します。この機器を利用したタウンチャンネルの構築を進め、行政情報などを発信してまいります。

### 5. みんなの力でつくるまち

#### ①男女共同参画

##### 男女共同参画に関する意識改革の推進

広報・啓発活動や学校教育、生涯学習などさまざまな場を通じ、性別による固定的な役割分担意識の解消や社会慣行の見直し、男女平等意識の浸透に向けた啓発・教育を推進します。

##### 男女共同参画の社会環境づくり

町の審議会等への女性の積極的な登用や、女性町職員の管理職への登用拡大、団体役員・地域役員への女性の登用の働きかけなどを行い、政策・方針を決定する場への女性の参画を促進します。

#### ②コミュニティ

##### コミュニティ意識の高揚

地域コミュニティづくりを推進するため、平成27年度においては県事業「さが段階チャレンジ交付金事業」を町内各地域、団体により地域振興を目的とするさまざまな取り組みを行っていただきました。特に、米多浮立奉納にあわせて地元で収穫した米を「天衝米」として地域で企画・ブランド化し、地域のつながりや町のPRに貢献いただくなど、各地域や団体においてさまざまな成果を上げていただいております。今後も、住民交流や世代間交流が促進され、新たな地域コミュニティづくりが進むよう、町としても引き続き支援してまいります。

#### ③町民参加・協働

##### 広報・広聴活動の充実

読みやすい広報紙づくりやサーバー機器等の更新に伴い、スマートフォンに対応するホー

ムページやECサイトを新設し、タウンプロモーションを含めた広報や地域活動の充実に努めます。

#### コミュニティ活動の活性化支援

SC（ソーシャル・キャピタル）の向上を目指し、まちづくり団体やNPO等の育成を図るため、「未来スイッチ交付金」事業により町として幅広く応援してまいります。

#### ④自治体経営

##### 健全な財政運営の推進

平成26年度決算における実質公債費比率は17.3%に低減し、財政健全化法が施行された平成19年度当時は23.3%でしたが、初めて18%を下回り起債許可団体を脱却しました。また、将来負担比率についても、平成19年度には211.0%でしたが37%まで低減しています。しかしながら、今後においても節減に努め、健全な財政運営を行います。また、平成27年度中に固定資産台帳の整備を終了し、公会計システムの整備並びに公共施設等総合管理計画策定に取り組みます。平成27年度から始めたふるさと納税は、控除額が2倍になりワンストップ特例申請で確定申告を行わずに税額控除を受けられるなど寄附をしやすい制度となり、予想以上の寄附をいただきました。今年度もPR等に努めます。また、今年度から企業版ふるさと納税に対応するべく民間と連携し計画を策定します。

##### 人材の育成

地方分権・地域主権の時代の担い手にふさわしい人材の育成を図るため、成果主義に基づく人事評価制度を構築します。

以上、平成28年度の施政方針と主要な施策を述べるとともに、予算について御説明申し上げます。私とともに二元代表制の一翼を担っていただいている町議会の皆様方の御理解と御協力、さらには御助言や御指摘は不可欠であります。議員各位並びに町民の皆様方の御理解と御協力を賜り、町政の一層の発展のため尽力する所存を申し上げ所信とさせていただきます。御清聴いただきましてありがとうございます。

#### ○議長（碓 勝征君）

これで町長の施政方針は終わりました。

#### 日程第4 教育長の教育方針

#### ○議長（碓 勝征君）

日程第4. 教育長の教育方針。

教育長の教育方針をお願いします。

#### ○教育長（矢動丸壽之君）

議員の皆様おはようございます。平成28年度の教育方針について、新年度に臨む私の所信の一端と、主な施策の概要を申し述べさせていただきます。

##### 1. 所信表明

今、我が国は、少子高齢化が進んで人口減少問題を引き起し、一方では高度情報化が進んでいます。このように高度に情報化された社会においては、人々の価値観も多様化してきます。身近なもので例えれば、昔は固定電話が家庭に1台ありましたが、現在は、ほとんどの人がスマートフォンなどの携帯電話を手にする時代です。また、以前ですと、学校で先生から学ぶことが中心でしたが、現在は教室に電子黒板を整備し、パソコンやタブレット端末を活用して、インターネットを通じて『時と場所』を選ばず、誰もがさまざまな知識や情報を簡単に得られる時代になっています。

このように情報化されてきますと、学校教育においては、リテラシーを高め、必要かつ正確な情報を収集して理解し、自己判断して発信できる力を身につけていかなければなりません。一般的表現ではありますが、日本人は書籍を読んで理解する能力は高いけれど、情報を自分で収集して理解し発言する能力は低いと言われていまして、教育現場では特に情報読解に力を注ぐ必要があります。そのためにも、小学校でも中学校でも現在取り組んでいる『学びあい学習』に力を入れるとともに、新たに小学校ICT推進員を配置して、指導の質を高めた授業を展開させていただく予定です。子供は情報を集め、自分の意見をまとめ、そして発言する力がつけば自信も生まれるでしょう。後々成長したときにボーダーレスに活躍していける人材になってくれるものと期待します。私は、子供たちが自己の可能性を信じ、自分の夢・志に向かっていくために、『自立』を教育理念の一つとしてことしも強く推し進めていきます。

ことしの成人式も厳粛で整然とした中で開催することができました。中学校を卒業してわずか5年の歳月の中で、これほどまでに成長している彼らに感動を覚えました。当然のことですが、学校教育においては、社会の中の一人の人間として自立し、苦境にも耐え抜く力を身につけるとともに、手助けが必要な人には支援の手を差し伸べることができる『人としての道』を身につけてもらう必要があります。多様化した社会の中では、他者と協働して課題解決したり、新しい価値を創造したりできる資質が求められていますが、その根源となるのは、多様性を受け入れる心、つまり『寛容』の精神だと思います。そのためにも私は、児童生徒が地域の行事などに参加して社会性を身につけたり、あるいは体験活動などで同世代のもの見方や考え方を受容できる人に成長して欲しいと願っています。

さらに、高齢者から若者までが集い協働することで地域が活性化する行事を大切にしたいと考えています。例えば、稲文字体験学習で収穫した米を五穀豊穡に感謝して子供浮立を奉納する際に献上するなど、子供たちの積極的な地域行事への参加を考えています。先人からこれまで受け継がれてきた伝統や文化、風習、それらが育まれてきた豊かな自然環境の中で子供たちが学び、経験することで上峰町に愛着と関心が芽生える教育に取り組んでいきます。

また、高齢者が身につけた知識や技術を子供に伝えることは、高齢者の気持ちも若返るとともに生きがいも感じられると考えます。高齢者も若者も一緒になって地域行事へ参加して

いただきたいと思います。私は、学校・家庭・地域の皆さんがお互いに協働して取り組むことにより、上峰町の教育は一層飛躍していけるものと信じています。

## 2. 主要な施策について

平成28年度教育関係の主要な施策につきまして申し上げます。「上峰まちづくりプラン」前期分野別計画の施策体系に沿って取り組む施策の概要を述べさせていただきます。

### 1. 美しく安全な生活環境のまち

#### ①ごみ処理等環境衛生

ごみ収集・処理体制の充実

環境教育を通じて学んだことが日常生活の中でも意識的に行えるよう、地域の美化清掃活動等の行事参加を促します。

#### ②公園・緑地

公園施設・設備の整備充実

平成14年9月竣工の中央公園は13年が経過しており、経年劣化や摩耗など修繕が必要な箇所が散見されます。部分補修や修繕等を行ってまいります。大型遊具施設も計画的な補修工事の実施により安全確保に努めます。堤土墨跡歴史公園や八藤遺跡周辺については、今年度も地区委託により維持管理を行ってまいります。

#### ③交通安全・防犯

交通安全意識の高揚

小学校遠距離通学児童が利用する上峰町通学福祉バス「のらんかい」について、通学時の交通安全と乗車マナーの向上に努めていきます。また、新入学児童には入学後早い時期に、上級生とともに交差点の渡り方など体験指導を実施します。中学1年生は自転車通学をする生徒がふえますので、4月中旬に交通安全教室を実施するとともに、自転車点検を行い児童・生徒の交通安全意識の向上を図ります。

地域ぐるみの安全環境づくり

KSSP（上坊所青少年サポートパトロールの会）などによる地区パトロール、老人クラブや保護者等による小学校内の巡回、青色防犯回転灯つき公用車による町内パトロールなど、地域ぐるみの安全環境づくりを進めます。

#### ④消防・救急・防災

防災・減災体制の強化

本町は、地形や気象条件には恵まれていますが、集中豪雨時は水害が発生しやすい地域もあります。このような状況を踏まえ、児童生徒の安全を守るために、特に小学校では大雨対策避難訓練を実施していますが、一斉集団下校が不可能なときの引き渡し訓練も今後検討していきます。また、2学期には小・中学校における地震・火災避難訓練を消防署の指導のもとで実施していきます。

## 2. 誰もが元気になる健康・福祉のまち

### ①保健・医療

#### 健康診査・保健指導等の充実

「胃がんは予防できるがん」と言われていますが、佐賀県では死亡率が高いと言われています。胃がん発生のリスクを減らすため、平成28年度より学校検診の際に、中学3年生全員を対象として胃がんの主たる原因とされるピロリ菌の感染検査を実施します。また、希望者には無料でピロリ菌除菌治療を行い学校検診の充実を図ります。

### ②高齢者支援

#### 高齢者の能力活用・社会参加の促進

ふれ愛・粋いきセミナーや女性セミナーなどの生涯学習講座の充実に取り組みます。

### ③障がい者支援

#### 障がい者理解の促進

障がいや障がい者に対する町民の理解を深め、ソーシャルインクルージョンの理念に立脚した町づくりを進めていきます。小学校では介助員を4名、また中学校では介助員を2名配置して、障がい者支援をするとともに、子供たちが障がいについて理解を深めて、ともに学び合う教育を推進します。

#### 保育・教育の充実

障がい児教育の充実を図るため、通常学級に在籍する障がいのある児童に対して、一部の授業時間に特別な指導を行う「通級教室」を引き続き開設します。将来障がい者自身が地域において可能な限り自立し、安全安心な生活を送ることができるよう、特別支援学級で学び合う障がい者支援教育を継続していきます。

### ④子育て支援

#### 地域の中の子育て環境づくり

放課後児童健全育成事業を推進します。また、教育行政として保護者が相談あるいは学べる場所づくりの必要性について検討をしていきます。

#### 子どもの人権・心に配慮した体制づくり

子どもの人権擁護に関する条約や法令等の啓発の推進、スクールソーシャルワーカーや民生・児童委員あるいは児童相談所などと連携して、児童虐待の防止、早期発見、支援対策の推進など、学校・地域全体で子供の人権や心に配慮して取り組みます。また、平成28年度は、三神地区市町人権教育総合推進事業・人権教育講演会を上峰町で開催する予定です。

#### 教育環境・生活環境の整備

子育て支援の視点を重視した教育支援の一助として、平成28年度上峰小学校入学祝金20千円の助成を行います。

## 3. 人が輝き文化が薫る教育・文化のまち

## ①学校教育

### 生きる力を育む教育活動の推進

平成26年度から民間塾と連携して実施しているマンツーマンによるオンライン放課後補充学習（カミング学習）を、中学3年生及び1年生で継続実施するとともに、中学校ICT支援員を配置してスムーズな運営に努めます。また、「中1ギャップ」の解消を図るため、小中連携教育を推進します。2020年に小学5・6年生の教科に英語が導入されることに備え、現在小学6年生の外国語活動の時間に実施しているマンツーマンのオンライン英会話を、平成28年度は小学校5年生まで拡充して実施します。また、いじめや不登校などに対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。このほか、小学校に用務員を配置して、補修や環境美化に努めます。小・中学校の低所得者世帯へ要・準要就学援助を継続していきます。

### 学校施設・設備の整備充実

平成28年4月から、自校式による学校給食を提供して、児童生徒の学力向上と健康保持に努めます。学校栄養教諭の配置に加え、アレルギー対応等の栄養士を配置し、小学校南校舎の給食用リフトの修理を行い児童生徒の食育の充実を図ります。中学校で行っている放課後補充学習に係るICT機器等の整備について、国の定額補助を申請し、タブレットPCを100台導入する予定です。さらに小学校でのICTを活用した授業内容の充実を図るべく、小学校ICT推進員を配置しICT機器の利活用を推進します。また、北校舎集会室床の改修工事を行います。

## ②生涯学習

### 生涯学習関連施設の適正管理・利用促進

町内外の皆様方が充実した余暇を過ごし、文化・芸術活動への関心を深めることができるよう、町民センターの生涯学習関連施設の適正管理に努めます。また、利用を休止している鎮西山キャンプ場につきましては、UFOテント及びテントサイトの撤去工事を行います。吉野ヶ里町所有の温水プールや図書館の共同利用については、利用料金等を含めて協議してまいります。

## ③青少年健全育成

### 家庭・地域の教育力の向上

家族のふれあいや親子の共同体験を充実させるための環境づくりを進めます。平成27年度の放課後子ども教室は、英会話、3B体操、和太鼓、ゲートボール教室の4教室でしたが、平成28年度は新たに、書、パステルアート、水墨画、子どもハングル及び野外観察の5つの教室を追加して9教室を開設する予定です。

### 青少年の体験・交流活動等への参画促進

青少年自身がさまざまな問題にみずから対応できるよう、またみずから社会に貢献してい

けるよう、子どもゆめ基金を活用した青少年育成サマーキャンプ、子どもクラブリーダー研修などの体験・交流活動や地域活動、ボランティア活動等の充実を図ります。

#### ④スポーツ

##### スポーツ施設の整備充実

佐賀県スポーツフェスタ2016と題した第69回県民体育大会が佐賀・小城・多久地区で開催され、本町も出場を予定しています。スポーツ施設については危険箇所の早期発見に努め、適正な維持管理を行います。上峰町中央公園の管理を社会福祉協議会に委託し、グラウンド、芝生の適正管理、清潔なトイレ施設や管理棟の清掃に努め、施設活用の充実を図ります。

##### スポーツ団体・指導者の育成

上峰町は、体育協会を初め、総合型地域スポーツクラブ（ふれあい友遊かみみね）や自主的なスポーツ団体があります。町民の皆様は体育協会加盟団体の各種大会やスポーツクラブの教室など、多くのスポーツ活動に参加されています。引き続き、各種団体の育成に努めてまいります。さらに、スポーツ少年団においては、指導者の育成確保に努め、団の活性化を図ります。また、子供に礼儀作法やスポーツ技能を身につけさせるため、スポーツ教室の開設を予定しています。平成28年度は、野球教室を計画します。

#### ⑤文化芸術・文化財

##### 文化財の保存・活用

指定文化財の適正な保存及び維持管理に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても、調査体制の充実のもと、発掘調査等を推進し、その保存・活用を図ります。八藤遺跡の太古木の保存整備については、引き続き土地の公有化を進めます。上峰町のマスコット「てんりゅうくん」の意匠登録をして、今後も上峰町のPRに努めます。米多浮立保存会・西乃宮伝統文化保存会など伝統文化の継承活動を平成28年度においても支援してまいります。特に文化団体の自立に向けた取り組みをサポートしてまいります。

以上、平成28年度の主要な施策を申し上げました。町議会の皆様の御理解御協力を賜りますようお願い申し上げます。教育方針とさせていただきます。ありがとうございました。

#### ○議長（碓 勝征君）

これで教育長の教育方針は終わりました。

お諮りいたします。ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（碓 勝征君）

10時55分まで休憩します。休憩。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

#### ○議長（碓 勝征君）

休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

## 日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明

### ○議長（碓 勝征君）

日程第5. 議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

### ○町長（武廣勇平君）

議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案の提案をさせていただきます。

まず、議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例。

行政不服審査法の全部改正（平成26年法律第68号）に伴い、上峰町情報公開条例及び上峰町個人情報保護条例並びに上峰町固定資産評価審査委員会条例の一部改正を一括して行うものでございます。

平成28年3月4日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第6号 上峰町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例。

行政不服審査法の全部改正（平成26年法律第68号）に伴い、手数料に関し、その額及び納付義務並びに減免等について条例で定める必要があるため、本条例を制定するものでございます。

平成28年3月4日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第7号 上峰町小学校入学祝金支給条例。

町立小学校及び特別支援学校の小学部への入学児童の保護者に対し、入学祝金を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、子育て支援を図るものでございます。

平成28年3月4日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第8号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

佐賀県人事委員会の平成27年職員の給与等に関する報告及び勧告（平成27年10月8日）に準じて、本町の職員の月例給及び一時金を引き上げるものでございます。

平成28年3月4日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第9号 特別職の給与条例の一部を改正する条例。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第2号）の規定に準じて、本町の町長、副町長、教育長の期末手当を引き上げるものでございます。

平成28年3月4日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第10号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第2号）の規定に準じて、本町の議会議員の期末手当を引き上げるものでございます。

平成28年3月4日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第11号 上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）が平成28年4月1日に施行されることから、本条例中に義務教育学校等を新たな学校の種類として規定するものでございます。

平成28年3月4日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

本町情報公開審査会並びに本町個人情報保護審査会の委員に弁護士以外の士業の者を加え、公正性の向上を図るものでございます。

平成28年3月4日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管室長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第13号 上峰町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

子育て支援の一環として、本町の子どもの医療費の助成対象範囲を18歳の入院及び通院まで拡大するものでございます。

平成28年3月4日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

---

#### 議案第14号

##### 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第9号）

平成27年度上峰町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64,189千円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ7,733,511千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しで使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

平成28年3月4日 提出  
上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

---

#### 議案第15号

平成27年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

平成27年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,939千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,146,974千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月4日 提出  
上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

---

#### 議案第16号

平成27年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

平成27年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,610千円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ94,592千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月4日 提出  
上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

---

#### 議案第17号

##### 平成27年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）

平成27年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ165千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ685,820千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月4日 提出  
上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

---

#### 議案第18号

##### 平成28年度上峰町一般会計予算

平成28年度上峰町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,508,067千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。  
（地方債）

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年3月4日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

---

議案第19号

平成28年度上峰町国民健康保険特別会計予算

平成28年度上峰町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,051,446千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年3月4日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

---

議案第20号

平成28年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算

平成28年度上峰町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95,345千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年3月4日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

---

議案第21号

平成28年度上峰町土地取得特別会計予算

平成28年度上峰町土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年3月4日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

---

議案第22号

平成28年度上峰町農業集落排水特別会計予算

平成28年度上峰町農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ520,462千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

平成28年3月4日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第23号 町道路線の認定について。

町道西峰東西2号線の南、下坊所地区にあります仮称西峰東西3号線を町道として認定するものでございます。

平成28年3月4日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第24号 上峰町と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約に係る協議について。

行政不服審査法の全部改正（平成26年法律第68号）に伴い、本町行政不服審査会の第三者機関に関する事務を佐賀県に委託するために協議をお願いするものでございます。

平成28年3月4日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

以上、20議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

**○議長（碓 勝征君）**

ただいま町長より20議案が一括上程されました。

補足説明を求めます。

**○総務課長（北島 徹君）**

皆さんこんにちは。それでは、私のほうから議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号及び議案第24号につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例でございます。

これにつきまして御説明を申し上げます。

平成26年6月13日に公布されました行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）につきましては、行政不服審査法の施行期日を定める政令（平成27年政令第390号）によりまして、平成28年4月1日から施行されるということにされました。

それで今回、改正が必要な町の条例を一括して整備するというものでございます。

それでは、議案の1ページをごらんいただきたいというふうに思います。

まず、第1条で情報公開条例の一部改正を、続きまして、第2条で個人情報保護条例の一部改正を、それから第3条で固定資産評価審査委員会条例の一部改正をそれぞれ行うというものでございます。

それでは、具体的には新旧対照表をごらんいただきたいというふうに思います。

まず、新旧対照表の1ページでございます。情報公開条例の改正の関係でございますが、左側の改正後のところでございますけれども、第17条の第1項で、それまで「開示決定等について」というふうになっておりましたものの中に、加えまして「開示決定等又は公開請求に係る不作為」というものを追加いたします。

それから、行政不服審査法につきましては改正がされまして、従前は「(昭和37年法律第160号)」でございましたが、全部改正によりまして「(平成26年法律第68号)」というふうになっております。

続きまして、同条の第2項の行政不服審査法第9条第1項の規定という規定でございます。

この規定というものは、審理において、職員のうち処分に関与しない者が両者の主張を公正に審理するということを指しております。これが新設をされます。

続きまして、2ページをごらんいただきたいというふうに思います。

2ページの下の方でございますけれども、不服申立てのところでございます。これにつきましても、改正後のところでございますけれども、41条の改正前につきましては、「開示決定等、訂正決定等又は」というふうになっておりましたが、今回は「訂正決定等若しくは」というふうにされております。そして、その後「又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」という文言が加えられております。

それから、下のほうでございますが、第41条の第2項のところでございます。下から3行目でございますけれども、「裁決又は決定」というふうになっているのを「裁決」だけに変更をされております。

続きまして、3ページでございます。

3ページ中ほどでございますが、43条の1項第2号に「不服申立てに係る開示決定等」とございますが、その後「(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する決定を除く。)」ということで、ここが追加をされております。

それから、下のほうへ行きまして、45条(略)と書いてありますが、その下でございます。第9号でございますが、審査会の庶務につきましては、従前は「総務課」ということになっておりますが、今回整理をいたしまして、「まち・ひと・しごと創生室」ということで改正を行っております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

4ページのほうでございますが、固定資産評価審査委員会の関係でございます。これにつ

きましては、第4条のところにつきましての第2項、おのおの2項につきまして、2項の第1号が「名称及び住所」というふうになっておりましたものが、加えまして「住所又は居所」というふうになっております。

それから、2号の審査の申出に係る処分の内容が新設をされております。その関係で、号数が1つずつ繰り下がっております。

それから、第3項のところでございますが、下のほうにまいりまして、「行政不服審査法」、従前は審査法というふうの規定をされておりましたが、今回「行政不服審査法施行令」というふうに変更をされております。

それから、5ページをごらんいただきたいと思いますが、5ページで審査の手續、この中で、第6条で書面審理というものがございますが、ここで2号が新設をされております。この新設につきましては、電子情報処理組織を使用した弁明がなされた場合にも、その弁明書の提出がなされたものとみなすという規定でございます。

それから、第5項の中で新設をされておりますのが、「委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。」、この部分が追加をされております。

それと、第11条でございますが、第11条につきましては、「審査の決定をする場合においては、決定書を」と従前はなっておりましたが、追加されまして、間に「次にあげる事項を記載し、委員会が記名押印した」というふうになっておまして、その具体例として、1号から4号までおのおの新設をされております。

これで議案第5号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第6号でございます。上峰町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例でございます。

これに関しましては、行政不服審査法、先ほど申し上げましたこの審査法の規定によります提出資料等の写し等の交付に係る手数料の額を定めるために今回この条例を制定させていただくというものでございます。

それでは、まず議案をごらんいただきたいと思いますが、議案の第1条の3行目でございますが、「地方自治法第227条により徴収する手数料」という文言がございますが、この手数料に関しましては、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」と規定をされております。その意味の手数料のことでございます。

それでは、具体的な手数料の額を別表で定めております。

議案の2ページをごらんいただきたいというふうに思います。

別表で定めておりますが、一例でございますが、例えば、一番上でございますが、複写機により用紙白黒で複写したものの交付の場合については、1枚につき10円をいただきますと、

そういうふうに規定をいたしております。

それから、1ページに戻っていただきまして、第2条でございますけれども、第2条で「法第38条第1項の規定による」とございますけれども、この関係につきましては、「審査請求人又は参加人は、提出書類等の閲覧又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。」というふうになっておりますので、そういう対応になっております。

続きまして、第3条でございます。

第3条の「法第78条第1項の規定による」とございますが、この関係では、「審査関係人は、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。」という規定がございますので、そのことを指しております。

続きまして、第4条で手数料の減額免除の規定を設けております。

これで議案第6号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第8号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、平成27年10月8日に佐賀県人事委員会から県に対しまして、平成27年職員の給与等に関する報告及び勧告というものが行われております。この勧告に準じまして、本町職員の月例給、期末勤勉手当ともに引き上げるというものでございます。

まず大まかなお話でございますが、民間給与との格差を埋めるため、月例給を平成27年4月にさかのぼり、平均3%引き上げをいたします。それから、期末勤勉手当の支給月数を平成27年12月にさかのぼり、0.1月引き上げ、勤勉手当に配分をいたします。

まず、月例給に係る改定の説明をさせていただきたいというふうに思います。新旧対照表の給料表のところをごらんいただきたいとします。代表的な年齢層を例えまして御説明を申し上げたいと思います。

新旧対照表の給料表の3ページのところをごらんいただきたいとします。

左が改正後でございますが、この若年層の場合をまず申し上げます。

1の30のところを見ていただきまして、30の隣が1でございますので、1の30、大まか大卒3年目ぐらいの年齢ということになっております。これにつきましては、以前が186千円、改定後188,500円、2,500円の増というふうになります。

それから、例の2といたしまして、同じ3ページの4級の40号給のところをごらんいただきたいとします。

同じ3ページでございますが、まず40のところを見ていただきまして、左から4番目のところでございます。ここが、前が343,100円、改定後344,200円、1,100円の増というふうになっております。

それから、最後に例の3といたしまして、次のページ4ページをごらんいただきたいと思  
います。

4ページの上から6行目になりますが、表の一番右側ですが、6の60のところございま  
す。給料月額が、以前が408,600円、それを408,900円、300円の増というふうにするとい  
うものでございます。

以上のとおり、若年層に重点を置きながら給料を引き上げ、管理職層につきましては引き  
上げ幅を抑制すると、そういった給料表の改定というふうになっております。

続きまして、一時給に係る改定につきまして説明をしたいというふうに思います。

こちらにつきましては、今回、この後の特別職等の関係もございまして、別に資料を提出  
させていただいております。平成28年度第1回町議会定例会上程議案補足説明資料というこ  
とで、A4の1枚紙を差し上げて配付しておると思いますので、そちらのほうをごらんいた  
だきたいと思えます。

平成28年第1回町議会定例会上程議案補足説明資料、総務課でございます。

議案第8号の期末勤勉のところでございます。一番上でございますが、町職員の期末勤勉  
手当を全体で0.10月引き上げまして、4.20月にするというものでございます。内容といたし  
ましては、勤勉手当を昨年の12月にさかのぼり、0.10月分ふやして0.85月とするというも  
のでございます。

さらにこれを平成28年度には6月と12月の勤勉手当に分割して、それぞれに0.05月分ふや  
しまして0.80月分というふうにするということで、従前から2年間にわたって2段階方式で  
決定をされておりますので、そういった手当の改定ということでございます。

これで議案第8号の説明を終わらせていただきます。資料はそのままごらんいただきたい  
と思えます。

続きまして、議案第9号でございます。特別職の給与条例の一部を改正する条例の説明で  
ございます。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第2号）が本年の  
1月26日に公布をされました。一般職の国家公務員の給与改定に準じまして、特別職の国家  
公務員の給与の額を改定するというものでございます。

具体的には、内閣総理大臣等につきまして、一般職の指定職員に準じまして、特別給、  
ボーナスを0.05月分引き上げ、年間3.10月分から3.15月分にするというものでございま  
す。この引き上げに準じまして、本町の特別職の期末手当を引き上げるというものでございま  
す。それでは、先ほどの補足説明資料のほうをごらんいただきたいというふうに思います。

中ほどでございます。議案第9号、期末手当のところでございますが、町長・副町長・教  
育長の期末手当を全体で0.05月分ふやしまして、3.15月分とするというものでございま  
す。

内容といたしましては、昨年の12月にさかのぼりまして0.05月分ふやしまして、12月を

1.675月分とするというものでございます。さらに、これを平成28年度につきましては、6月を0.025月分ふやして1.50月分に、12月を0.025月分ふやしまして1.65月分にするというものでございます。

これで議案第9号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第10号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の説明でございますが、このことに関しましては、先ほど見ていただいております資料の一番下のほうにございます。

先ほど説明いたしました議案第9号の改正と全く同様でございますので、説明につきましては省略をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

それでは、議案第11号の説明に移らせていただきます。

上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。これに関しましてでございますが、学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）が平成27年6月24日に公布され、平成28年4月1日から施行されるということになっております。今回の法改正で、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小学校、中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校というものが新たな学校の種類として規定をされております。このことによりまして、この町条例の一部を改正するというものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいというふうに思います。

新旧対照表の下線のところでございますが、8条の3の第2号のところでございますが、「小学校に就学している子のある職員」というふうになっておるものにつきまして、今回「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員」というふうに改正するというものでございます。

それでは、これで11号の説明を終わらせていただきまして、議案第24号の説明をさせていただきますと思います。

議案第24号 上峰町と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約に係る協議についてでございます。

先ほどから何回か申し上げております新たな行政不服審査法、平成26年法律第68号におきまして、第三者機関への諮問手続が導入をされております。行政不服審査会の第三者機関に関する事務を佐賀県に委託するというにいたしました。それで今回承認を求めておるということでございます。

それでは、資料を添付していると思いますが、添付資料の1ページが協議書となっておりますが、2ページのほうの上峰町と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約をごらんいただきたいと思います。

この第1条で、委託事務の範囲というものを定めております。行政不服審査法第81条第1

項に、地方公共団体に執行機関の附属機関として、この法律の規定により、その権限に属させられた事項を処理するための機関を置くというふうに規定をされております。この機関に関する事務を佐賀県のほうに委託するというところで、本町の議会の議決を求めるというものでございます。

これで議案第24号の説明を終わらせていただきます。

以上で議案第5号、6号、それから8号、9号、10号、11号及び議案第24号の補足説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（碓 勝征君）**

次、補足説明ございますか。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

皆様こんにちは。私のほうから、議案第7号 上峰町小学校入学祝金支給条例について補足説明をさせていただきます。

当該条例は、さきの議会で議論いただきました子育て支援について御提案するものでございます。小学校入学祝金として教育委員会事務局で取り扱いをさせていただきます。

それでは、議案第7号についてお目通しをお願いいたします。

まず、目的として、第1条により、上峰町立小学校及び佐賀市やみやき町にあります特別支援学校の小学部への入学者の保護者に対し、入学祝金を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、子育て支援を図ることを目的とするものでございます。

第2条といたしまして、祝金の受給資格は本町の住民基本台帳に記録されているものが小学校などに入学したときに生じます。

第3条、祝金の額といたしまして、小学校などへの入学者1人につき20千円といたします。

第4条、祝金は、毎年4月中に支給をいたします。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りではありません。

申請方法につきましては、次のページの上峰町小学校入学祝金支給条例施行規則（案）で定めてまいります。

該当する保護者は、申請書を教育委員会事務局へ提出していただきます。申請内容を審査し、祝金を支給する運びとなります。

台帳を整備するとともに、支給方法については手渡し及び御指定の口座への振り込みを考えておるところでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（碓 勝征君）**

次、補足説明を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）**

皆さんこんにちは。それでは、私のほうから議案第12号の補足説明を申し上げます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ですが、この条例は、情報公開審査会及び個人情報保護審査会の委員で、現在弁護士1名、町内識見者4名の5名で構成をしておりますが、改正行政不服審査法の趣旨であります公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実や拡大の観点から、弁護士以外の士業、例えば、行政書士、司法書士、税理士などの方を審査委員に充てるために費用弁償を規定するものでございます。

それでは、その次のページの新旧対照表をお願いいたします。

左側の改正後の情報公開審査会、個人情報保護審査会、それぞれの委員の弁護士の後に「等」をつけた改正となっております。

以上、補足説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

#### ○議長（碓 勝征君）

次、補足説明を求めます。

#### ○住民課長（福島敬彦君）

皆さんこんにちは。それでは、私のほうからは、議案第13号につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、議案第13号をお手元のほうをお願いいたします。

このことにつきましては、子育て支援の一環といたしまして、現行では、子どもの医療費助成につきましては、平成26年度より15歳に達した日以後の最初の3月31日のまでの間、いわゆる中学3年生の年度末までに受けた保険診療分を助成する事業を現在実施しているところでございます。

今議会で御提案、御審議をお願いしております一部改正におきまして、子育て世代のニーズを反映いたしまして、保護者の子育てに関する費用の負担軽減を重視し、さらなる充実を行うことを目的といたしまして、平成28年度4月の保険診療分より18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間、要するに高校生で言いますと高校3年の年度末までに受けた保険診療分を助成することといたします。

なお、保護者の一部負担におきましては、一月1医療機関当たり上限を500円を2回までといたし、入院につきましては、一月上限を千円、調剤につきましては無料の取り扱いで現行の助成体制での実施をいたしてまいります。

それでは、新旧対照表をお手元をお願いいたします。

まず、第2条関係、定義でございます。本則中の右欄の改正前の下線部分、年齢「15歳」とございます。左欄、改正後のところを「18歳」というふうに置きかえをいたします。

次に、第6条関係でございます。

助成期間でございますが、本則中の右欄の改正前、下線部分「15歳」とございます。左欄

の改正後の年齢を「18歳」に改めるものでございます。

以上で議案第13号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（碓 勝征君）**

次に、補足説明ある方は。

**○財政課長（高島浩介君）**

皆さんこんにちは。私のほうからは、議案第14号、議案第18号、議案第21号につきまして、補足説明のほうをさせていただきます。

初めに、議案第14号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第9号）につきましての補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書のほうの準備をお願いいたします。

まず、補正の総額のほうでございますが、予算書の2ページ、第1表歳入歳出予算補正、こちらのほうをお願いいたします。

まず歳入のほうでございます。款、補正額、計の順に読み上げをさせていただきます。

歳入、款の1. 町税、補正額マイナス20,100千円、計の1,360,561千円。

款の2. 地方譲与税、補正額1,000千円、計の29,600千円。

款の3. 利子割交付金、補正額マイナス550千円、計の1,700千円。

款の4. 配当割市町村交付金、補正額3,700千円、計の5,000千円。

款の5. 株式等譲渡所得割市町村交付金、補正額マイナス670千円、計の4,000千円。

款の6. 地方消費税交付金、補正額36,000千円、計の175,000千円。

款の7. 自動車取得税交付金、補正額1,750千円、計の4,000千円。

款の8. 地方特例交付金、マイナス379千円、計の6,121千円。

款の9. 地方交付税、補正額2,360千円、計の959,214千円。

款の11. 分担金及び負担金、補正額マイナス4,748千円、計の69,962千円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

款の12. 使用料及び手数料、補正額マイナス1,768千円、計の78,145千円。

款の13. 国庫支出金、補正額7,917千円、計の486,789千円。

款の14. 国有提供施設所在市町村助成交付金、補正額59千円、計の7,653千円。

款の15. 県支出金、補正額916千円、計の266,364千円。

款の16. 財産収入、補正額1,363千円、計の1,372千円。

款の17. 寄附金、マイナス96千円、計の2,102,235千円。

款の18. 繰入金、マイナス30,337千円、計の1,639,815千円。

次、4ページのほうをお願いいたします。

款の20. 諸収入、補正額マイナス2,919千円、計の51,814千円。

款の21. 町債、補正額70,691千円、計の339,882千円。

歳入合計、補正額64,189千円、計の7,733,511千円。

続きまして、5ページの歳出のほうをお願いいたします。

款の1. 議会費、補正額マイナス940千円、計の83,742千円。

款の2. 総務費、補正額25,546千円、計の3,947,510千円。

款の3. 民生費、補正額マイナス7,754千円、計の1,236,956千円。

款の4. 衛生費、補正額マイナス1,604千円、計の573,305千円。

款の6. 農林水産業費、補正額マイナス14,415千円、計の361,777千円。

款の7. 商工費、補正額ゼロ、計の11,880千円。こちらのゼロになっておりますのは、予算額のほうの変更ではなく、充当財源がふるさと納税に変更になったということで補正が出ておるものでございます。

続きまして、6ページのほうをお願いいたします。

款の8. 土木費、補正額マイナス2,723千円、計の145,477千円。

款の9. 消防費、マイナス5,901千円、計の236,236千円。

款の10. 教育費、マイナス16,246千円、計の518,185千円。

款の12. 公債費、補正額88,226千円、計の608,419千円。

歳出合計、補正額64,189千円、計の7,733,511千円となっております。

続きまして、7ページのほうをお願いいたします。

第2表繰越明許費のほうでございます。

上段より順に御説明をさせていただきます。

款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、事業名、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業25,860千円。こちらにつきましては、年金機構の個人情報の流出事案等への対策といたしまして、国の通達による事業でございます。

同じく総務費のほうで、項の3. 戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業2,085千円、これはマイナンバーの制度開始に伴う事業でございます。

款の3. 民生費、項の1. 児童福祉費、子どものための教育保育事業1,026千円、こちらのほうは、法改正に伴う基幹系システムのほうの改修でございます。

款の6. 農林水産業費、項の1. 農業費、施設園芸等被害対策事業5,007千円、こちらは先般の大雪被害に対します県の緊急対策ということでございます。

以上が繰り越し事業として取り組んでまいるものでございます。

次の8ページのほうをお願いいたします。

第3表地方債補正、1の追加でございます。

まず、起債の目的としましては、繰上償還に伴う借換債ということで、限度額が70,692千円。起債の方法は、普通貸借又は証券発行ということでございます。

それでは、主な補正内容について御説明をさせていただきます。

補正予算に関する説明書、こちらのほうの3ページをお願いいたします。

初めに、2の歳入のほうからでございます。

款の1. 町税、項の1. 町民税、目の1. 個人、節の1. 現年課税4,000千円。

下の欄に移りまして、款の1. 町税、項の2. 固定資産税、目の1. 固定資産税、節の1. 現年課税マイナス24,100千円。

1枚めくりまして、4ページのほうをお願いいたします。

款の4. 配当割市町村交付金、項の1. 配当割市町村交付金、目の1. 配当割市町村交付金、節の1. 同じく市町村交付金3,700千円。

款の6. 地方消費税交付金、項の1. 地方消費税交付金、目の1. 地方消費税交付金、節の1. 同じく地方消費税交付金36,000千円。これらにつきましては、年度末に向けまして決算見込みのほうを再算定したことによります補正となっております。

5ページのほうをお願いいたします。

下段のほうになりますが、款の11. 分担金及び負担金、項の2. 負担金、目の1. 民生費負担金、節の1. 児童福祉費負担金で保育所入所負担金マイナス3,500千円。こちらは歳入の見込みの見直しによります減額となっております。

1枚めくりまして、7ページのほうをお願いいたします。

款の13. 国庫支出金、項の1. 国庫負担金、目の1. 民生費国庫負担金、節の9. 障害者福祉費負担金7,500千円、すぐ下のほうで、節の10. 障害者医療費負担金マイナス3,458千円、こちらにつきましては、介護訓練給付費、また障害者医療費の決算見込みの見直しによります補正となっております。こちらに伴います歳出のほうは後ほどまた御説明をいたします。

続きまして、8ページのほうをお願いいたします。

款の13. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の4. 総務費国庫補助金、節の2. 総務費補助金の右側説明欄の最下段のほうになりますが、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金5,750千円。こちらのほうは、先ほど御説明をいたしました繰越明許費の中の地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業、こちらのほうで全額28年度へと繰り越すものであります。こちらに伴います歳出のほうは後ほど御説明をいたします。

その下のほうになってまいります、目の5. 民生費国庫補助金、節の2. 児童福祉費補助金、右側の説明欄の中段あたりでございますが、子育て世帯臨時特例給付金事務費補助金マイナス3,259千円。こちらのほうは補助金の額の確定による減額となっております。

次に、10ページのほうをお願いいたします。

款の15. 県支出金、項の1. 県負担金、目の1. 民生費負担金、節の7. 障害者福祉費負担金3,750千円。こちらは介護訓練給付費の決算見込み増のための補正となっております。

こちらに伴います歳出のほうも後ほど御説明をいたします。

その下のほうになります。款の15. 県支出金、項の2. 県補助金、目の4. 農林水産業費補助金、節の1. 農業費補助金、右側説明欄の下段のほうでございますが、施設園芸等被害対策事業補助金3,972千円、こちらのほうは、先ほど御説明をいたしました繰越明許費の中の施設園芸等被害対策事業で、平成28年度へ繰り越すものでございます。こちらに伴います歳出のほうも後ほど御説明をいたします。

次の11ページをお願いいたします。

目の6. 労働費県補助金、節の1. 労働費補助金、県緊急雇用創出基金事業費補助金マイナスの5,195千円、こちらは事業者の申請取り下げによります減額となっております。こちらに伴います歳出のほうも後ほど御説明をいたします。

1枚めくりまして、12ページのほうをお願いいたします。

下段のほうになります。款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の1. 財政調整基金繰入金、節の1. 財政調整基金繰入金マイナス97,569千円、こちらにつきましては、後ほどまた御説明をいたしますが、ふるさと寄附金のほうを充当いたしまして、本年度の財調の繰入金を全額減額いたしまして、ゼロに戻すというものでございます。

次に、13ページのほうをお願いいたします。

同じく基金繰入金で、目の4. 公共施設整備基金繰入金、節の1. 公共施設整備基金繰入金マイナス5,000千円、こちらは前牟田の消防格納庫等の工事の終了に伴いまして、基金を戻すということでの減額となっております。

その下のほうで、目の12. ふるさと寄附金基金繰入金、節の1. ふるさと寄附金基金繰入金、右の説明欄のほうになります。括弧書きの返礼品未送分マイナスの353,154千円、こちらにつきましては、納税のほうが一気に殺到しましたために、年度内の発送が間に合わない、こちらのほうの返礼品等の経費見込み額のほうを減額するものでございます。

その下の分ですが、事業充充分としまして424,992千円、こちらにつきましては、年度途中よりふるさと寄附金のほうが飛躍的に増加をしたということで、現在事業充分のほうをしていない状況となっております。つきましては、今年度このまま基金のほうに積み立てをさせていただきますよりも、寄附金の有効活用ということで、現在実施しております既存の各事業への充当、また、先ほど御説明をいたしました財政調整基金の繰入金、公共施設整備基金、起債の繰り上げ償還などに充当を行いまして、財政再建のほうに役立てていくというふうな方針で寄附金のほうを活用させていただきたいと思っております。これらに伴います歳出のほうは後ほど御説明をいたします。

続きまして、款の20. 諸収入、項の3. 受託事業収入、目の3. 埋蔵文化財発掘調査受託事業収入、節の1. 町内遺跡発掘調査事業費マイナスの4,074千円、こちらにつきましては、他の業務量の増加によりまして、今年度の事業着手を見送ったということでございます。

1枚めくりまして、15ページのほうをお願いいたします。

下段のほうになりますが、款の21. 町債、項の1. 町債、目の1. 総務費、節の3. 繰上償還に伴う借換債70,691千円、こちらは5年前の金利見直しにより低金利への借りかえということでございます。

続きまして、歳出のほうでございます。

○議長（碓 勝征君）

お諮りいたします。補足説明の途中でございますけれども、ここで休憩したいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

13時まで休憩いたします。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（碓 勝征君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、補足説明を求めます。

○財政課長（高島浩介君）

皆様、お疲れさまでございます。午前中に続きまして、私のほうから一般会計の補正予算の歳出を御説明させていただきます。

説明書の17ページのほうをお願いいたします。

下のほうでございますが、款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の3. 財産管理費、節の8. 報酬費、こちらのほうでふるさと納税の謝礼、こちらがマイナスの360,000千円。こちらのほうは歳入のほうで御説明をいたしました。ふるさと寄附金の返礼未送分の減額ということになっております。

次の18ページのほうをお願いいたします。

同じく目の3. 財産管理費、節の14. 使用料及び賃借料、ふるさと納税ポータルサイト利用料4,550千円。こちらにつきましては、ポータルサイト利用料の消費税分の増額ということでございます。

その下のほうになりますが、目の6. 企画費、節の13. 委託料で、右側説明欄の中段あたりになりますが、アクロシティ改修委託料、マイナスの6,742千円。こちらにつきましては、マイナンバー関係の今年度分の基幹系システム改修のほうが終了いたしましたことにより減額となっております。

次に、説明欄の下のほうになりますが、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業委託料25,860千円。こちらは先ほど歳入のほうで御説明をいたしました。情報系システムの改修費ということで、今年度、繰越事業として取り組むということになっております。

次の19ページのほうをお願いいたします。

目の8. 財政調整基金費、節の25. 積立金271,362千円。こちらにつきましては、歳入のほうでも御説明をいたしました。ふるさと寄附金を既存事業のほうに充当をするということによりまして、この充当した分が一般財源のほうに戻ってくるということとなります。この戻った分を先ほどの歳入の財政調整基金の繰入金とともに基金の積み立てのほうにも充当をしていくというものでございます。これによりまして、財政調整基金の積み立てのほうは646,360千円ということになってまいります。

下のほうに移りまして、目の14. 公共施設整備基金費、節の25. 積立金100,010千円。こちらにつきましても、先ほどの財政調整基金と同様に、ふるさと寄附金を充当いたしまして、今後の老朽施設の改修等に備えて積み立てをさせていただくというものでございます。

少しページのほうが飛びますが、23ページのほうをお願いいたします。

款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、目の1. 社会福祉総務費、節の19. 負担金、補助及び交付金で、社会福祉協議会派遣職員人件費等補助金、マイナスの8,275千円。こちらは派遣職員の人件費のほう町からの直接支払いへと変更になったためということでございます。

その下のほうですが、目の2. 障害者福祉費、節の20. 扶助費、右側説明欄の上段のほうになりますが、介護・訓練等給付費15,000千円、その下ですが、障害者医療給付費、マイナス6,915千円。こちらは先ほど歳入のほうで説明をいたしましたが、給付費等の決算見込み見直しによる減額等となっております。

また、ページのほうが少し飛びますが、29ページのほうをお願いいたします。

款の6. 農林水産業費、項の1. 農業費、目の3. 農業振興費、節の13. 委託料、農業就業者の処遇改善事業委託料、マイナス5,194千円。先ほど歳入のほうで御説明をいたしましたが、緊急雇用創出基金事業費補助金、こちらの減額に伴うものでございます。

節の19. 負担金、補助及び交付金で、右側説明欄の下段のほうですが、施設園芸等雪害対策補助金5,007千円。先ほど歳入のほうで御説明をいたしましたが、大雪の被害対策補助ということで、繰越事業として取り組んでまいるのでございます。

その下のほうになりますが、目の12. 地域整備事業費、節の28. 繰出金、農業集落排水特別会計繰出金、マイナスの11,846千円。こちらは集落排水の新規加入者の増加によります特会の負担金収入の見込み増によるものとなっております。

次に、32ページのほうをお願いいたします。

中段のほうになりますが、款の9. 消防費、項の1. 消防費、目の2. 消防施設費、節の15. 工事請負費、消防団第1部格納庫移転新築工事、こちらのほうがマイナス4,332千円。工事の完了に伴います減額となっております。

33ページのほうをお願いいたします。

款の10. 教育費、項の1. 教育総務費、目の5. 児童育成費、節の7. 賃金で、指導員賃金、こちらのほうがマイナス3,184千円、こちらは放課後児童健全育成事業。こちらのほうの児童数の見込み減によるものとなっております。

最後の38ページのほうをお願いいたします。

一番最後になりますが、款の12. 公債費、項の1. 公債費、目の1. 元金、節の23. 償還金、利子及び割引料。こちらのほうの右側説明欄の上段のほうで、借りかえに伴う繰上償還、こちらのほうが70,692千円。こちらは、先ほど歳入のほうで御説明いたしました金利見直しによります借りかえの償還金となっております。

その下でございますが、繰上償還17,534千円、こちらのほうも先ほど歳入で御説明をいたしました。が、ふるさと寄附金を活用いたしまして、現在借りております中での民間借り入れで高金利の起債のほうを繰り上げ償還するというものでございます。

以上で議案第14号のほうの説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第18号 平成28年度上峰町一般会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

予算書のほうの準備をお願いいたします。

予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算、こちらのほうをお願いいたします。

まず、歳入のほうでございます。款、それから右端の金額のほうを読み上げて御説明とさせていただきます。

款の1. 町税、金額1,353,110千円。

款の2. 地方譲与税30,600千円。

款の3. 利子割交付金1,700千円。

款の4. 配当割市町村交付金6,000千円。

款の5. 株式等譲渡所得割市町村交付金3,012千円。

款の6. 地方消費税交付金149,100千円。

款の7. 自動車取得税交付金3,680千円。

款の8. 地方特例交付金6,121千円。

次のページに入りまして、款の9. 地方交付税9億円。

款の10. 交通安全対策特別交付金1,494千円。

款の11. 分担金及び負担金69,696千円。

款の12. 使用料及び手数料78,699千円。

款の13. 国庫支出金618,626千円。

款の14. 国有提供施設所在市町村助成交付金7,653千円。

款の15. 県支出金381,434千円。

次のページに入りまして、款の16. 財産収入9千円。

款の17. 寄附金2,100,214千円。

款の18. 繰入金2,549,066千円。

款の19. 繰越金50,000千円。

款の20. 諸収入44,853千円。

款の21. 町債153,000千円。

歳入合計8,508,067千円。

続きまして、歳出のほうでございます。

款の1. 議会費77,082千円。

款の2. 総務費4,439,943千円。

款の3. 民生費1,563,322千円。

款の4. 衛生費590,430千円。

款の6. 農林水産業費374,315千円。

6 ページのほうをお願いいたします。

款の7. 商工費13,206千円。

款の8. 土木費212,009千円。

款の9. 消防費331,859千円。

款の10. 教育費456,818千円。

款の11. 災害復旧費24千円。

次のページに入りまして、款の12. 公債費439,059千円。

款の14. 予備費10,000千円。

歳出合計8,508,067千円。

次の8 ページのほうをお願いします。

第2表 地方債でございます。

起債の目的、臨時財政対策債。限度額153,000千円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、年利4%以内。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによるというものでございます。

以上で議案第18号の補足説明のほうを終わらせていただきます。

続きまして、議案第21号 平成28年度上峰町土地取得特別会計予算について説明をさせていただきます。

予算書のほうも準備をお願いいたします。

予算書の2 ページ、第1表 歳入歳出予算のほうでございます。

まず、歳入でございます。これも先ほど同様、款と金額の欄を読み上げて説明いたします。

款の1. 財産収入、金額11千円。

款の 2. 繰入金 1 千円。

款の 3. 繰越金 1 千円。

款の 4. 諸収入 1 千円。

歳入合計14千円。

続きまして、3 ページの歳出のほうをお願いいたします。

款の 1. 土木費13千円。

款の 2. 予備費 1 千円。

歳出合計14千円。

以上で議案第21号のほうの補足説明を終わらせていただきます。

私からの説明のほうは以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○議長（碓 勝征君）

次、補足説明を求めます。

#### ○健康福祉課長（岡 義行君）

皆様こんにちは。私のほうから議案第15号、議案第16号、議案第19号、議案第20号の補足説明をさせていただきます。

まず最初に、議案第15号 平成27年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

予算書2 ページ。第1表の歳入歳出予算補正をお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款の 1. 国民健康保険税、補正額マイナスの2,808千円、計の176,392千円。

款の 3. 使用料及び手数料、補正額20千円、計の71千円。

款の 4. 国庫支出金、補正額9,585千円、計の254,385千円。

款の 5. 療養給付費交付金、補正額マイナスの6,777千円、計の57,406千円。

款の 7. 県支出金、補正額4,318千円、計の46,488千円。

款の 8. 共同事業交付金、補正額マイナスの22,525千円、計の230,857千円。

款の 9. 財産収入、補正額152千円、計の153千円。

款の10. 繰入金、補正額10,000千円、計の64,466千円。

款の12. 諸収入、補正額96千円、計の6,149千円。

3 ページをお願いします。

歳入合計、補正額マイナスの7,939千円、計の1,146,974千円となっております。

4 ページをお願いいたします。

歳出。

款の 1. 総務費、補正額マイナスの350千円、計の4,565千円。

款の２．保険給付費、補正額13,933千円、計の747,326千円。

款の７．共同事業拠出金、補正額マイナスの11,028千円、計の215,386千円。

款の８．保健事業費、補正額マイナスの1,280千円、計の7,333千円。

款の９．基金積立金、補正額153千円、計の154千円。

款の11．諸支出金、補正額マイナスの106千円、計の19,029千円。

款の12．予備費、補正額マイナスの9,261千円、計の6,980千円。

歳出合計、補正額マイナスの7,939千円、計の1,146,974千円となっております。

次に、補正予算に関する説明書によりまして説明をいたします。

３ページをお願いいたします。

歳入で款の１．国民健康保険税、項の１．国民健康保険税、目の１．一般被保険者国民健康保険税及び目の２の退職被保険者等国民健康保険税の補正につきましては、調定額の変更に伴う補正でございます。

４ページをお願いします。

款の４．国庫支出金、項の１．国庫負担金、目の１．療養給付費等負担金、節の１．現年度分、補正額7,741千円につきましては、一般被保険者療養給付費と一般被保険者高額療養費、それと一般被保険者の高額合算療養費の今回の補正に伴う32%分の補正でございます。

目の３．特定健康診査等負担金、節の１．特定健康診査等負担金、マイナスの333千円につきましては、交付決定額に伴う補正でございます。

５ページをお願いします。

款の４．国庫支出金、項の２．国庫補助金、目の１．財政調整交付金、節の１．普通調整交付金、補正額2,177千円につきましては、先ほどの国庫負担金の療養給付費等の負担金と同様に、その分の9%の補正でございます。

款の５．項の１の目の１の療養給付費交付金、節の１の現年度分、補正額6,777千円の補正につきましては、退職者医療交付金の額の確定に伴う補正でございます。

款の７．県支出金、項の１．県補助金、目の１．県補助金、節の２．県調整交付金、補正額4,628千円の補正の一種交付金につきましては、先ほどの国庫支出金の負担金、交付金と同様に6%分の補正でございます。二種交付金につきましては、医療費適正化事業、保健事業、それから保険税の収納対策事業等の増に伴う補正でございます。

６ページをお願いします。

款の７．県支出金、項の２．県負担金、目の２．特定健康診査等負担金、節の１．特定健康診査等負担金、補正額マイナスの310千円につきましては、交付額の決定に伴うものの補正でございます。

款の８．共同事業交付金、項の１．共同事業交付金、目の１．高額医療費共同事業交付金、節の１．高額医療費の共同事業交付金、補正額マイナスの25,779千円につきましては、交付

の概算額が18,059,624円ということになっておりますので、それに伴う補正でございます。

目の2の保険財政共同安定化事業交付金、節の1の保険財政共同安定化事業交付金、補正額の3,254千円につきましては、これも交付概算額が212,798,406円ということでの補正でございます。

7ページをお願いします。

款の10. 繰入金、項の2. 基金繰入金、目の1. 財政調整基金繰入金、節の1. 財政調整基金繰入金、補正額10,000千円につきましては、今回の補正の予算調整による基金からの取り崩しでございます。

款の12. 諸収入、項の3. 雑入、目の1. 一般被保険者第三者納付金、節の1. 一般被保険者第三者納付金、補正額72千円につきましては、現在の歳入見込みでの増額補正でございます。

8ページをお願いします。

歳出でございます。

款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費、節の11. 需用費、補正額マイナスの146千円につきましては、国保適正化パンフレット代等の消耗品の減額補正でございます。

節の12. 役務費、補正額マイナスの112千円につきましては、郵送代等の通信運搬費の減額補正でございます。

節の13. 委託料、補正額マイナスの92千円につきましては、第三者行為事務手数料で29千円、それからレセプト点検の委託料でマイナスの121千円の補正でございます。

款の2. 保険給付費、項の1. 療養諸費、目の1. 一般被保険者療養給付費、節の19. 負担金、補助及び交付金、補正額21,938千円につきましては、11月以前につきましては、平均46,500千円ということになっておりましたけれども、12月の部分で55,000千円程度ありましたので、今後、それを見込んだところの補正でございます。

目の2. 退職被保険者等療養給付費、節の19. 負担金、補助及び交付金、補正額マイナスの9,000千円につきましては、今後の2カ月分を月平均5,500千円ということで見込んだところの補正でございます。

9ページをお願いします。

款の2. 保険給付費、項の2. 高額療養費、目の1. 一般被保険者高額療養費、節の19. 負担金、補助及び交付金、補正額3,156千円につきましては、今後の部分を11,100千円ということで見込んだ補正でございます。

目の2. 退職被保険者等高額療養給付費、節の19. 負担金、補助及び交付金、補正額1,000千円につきましては、今後の部分を1,000千円ということで見込んだ部分の補正でございます。

10ページをお願いします。

款の7. 共同事業拠出金、項の1. 共同事業拠出金、目の1. 高額医療費拠出金、節の19. 負担金、補助及び交付金、補正額1,021千円につきましては、高額医療費共同事業医療費拠出金及び高額医療費の共同事業交付金の戻し入れ分の確定に伴う補正でございます。

目の2. 保険財政共同安定化事業等拠出金、節の19. 負担金、補助及び交付金、補正額マイナスの10,007千円につきましては、額の確定に伴う補正でございます。

款の8. 保健事業費、項の1. 特定健康診査等事業費、目の1. 特定健康診査等事業費、節の13. 委託料、補正額マイナスの1,000千円につきましては、特定健康診査等委託料の今後の見込み額を含めたところの補正でございます。

11ページをお願いします。

款の9. 基金積立金、項の1. 基金積立金、目の1. 財政調整基金積立金、節の25. 積立金、補正額153千円につきましては、財産収入の預金利子分の積み立てでございます。なお、この積み立てにより、平成27年度末の基金の額は、先ほどの10,000千円の取り崩しを含めまして、70,428千円ということになります。

12ページをお願いします。

款の12、項の1、目の1の予備費、補正額マイナスの9,261千円につきまして、今後の予備費の額は6,980千円ということになっております。

以上で議案第15号の補足説明を終わります。

次に、議案第16号 平成27年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）をお願いいたします。

予算書の2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款の1. 後期高齢者医療保険料、補正額1,903千円、計70,013千円。

款の2. 使用料及び手数料、補正額6千円、計の8千円。

款の3. 繰入金、補正額701千円、計の23,200千円。

歳入合計、補正額2,610千円、計の94,592千円となっております。

3ページをお願いします。

歳出。

款の2. 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額2,604千円、計の92,223千円。

款の5. 予備費、補正額6千円、計の506千円。

歳出合計、補正額2,610千円、計の94,592千円となっております。

続きまして、説明書により説明をいたします。

3ページをお願いいたします。

歳入。

款の1、項の1の後期高齢者医療保険料、目の1の特別徴収保険料、補正額マイナスの322千円及び目の2の普通徴収保険料、補正額2,225千円の補正につきましては、調定額の変更によりますところの補正でございます。

款の3. 繰入金、項の2. 一般会計繰入金、目の1. 一般会計繰入金、節の2. 保険基盤安定繰入金、補正額701千円につきましては、額の確定に伴う補正でございます。

4ページをお願いします。

歳出。

款の2、項の1、目の1の後期高齢者医療広域連合納付金、節の19. 負担金、補助及び交付金、補正額2,604千円につきましては、先ほどの補正で計上しております特別徴収保険料、それから普通徴収保険料、それから保険基盤安定繰入金の部分の合計額を広域連合のほうに納付する補正でございます。

款の5、項の1、目の1. 予備費、補正額6千円ということで、補正後の予備費は506千円というふうになっております。

以上で議案第16号の補足説明を終わります。

次に、議案第19号 平成28年度上峰町国民健康保険特別会計予算の補足説明をいたします。

平成28年度の当初予算規模ということで、対前年度当初比では、1.0%の増になっております。

それでは、予算書2ページをお願いいたします。

歳入。

款の1. 国民健康保険税、金額176,534千円。

款の2. 一部負担金、金額1千円。

款の3. 使用料及び手数料、金額51千円。

款の4. 国庫支出金、金額177,677千円。

款の5. 療養給付費交付金、金額56,409千円。

款の6. 前期高齢者交付金、金額310,087千円。

款の7. 県支出金、金額31,202千円。

款の8. 共同事業交付金、金額230,857千円。

款の9. 財産収入、金額1千円。

3ページをお願いします。

款の10. 繰入金、金額57,620千円。

款の11. 繰越金、金額10,000千円。

款の12. 諸収入、金額1,007千円。

歳出合計、金額1,051,446千円となっております。

4 ページをお願いします。

歳出。

款の 1. 総務費、金額4,452千円。

款の 2. 保険給付費、金額648,406千円。

款の 3. 後期高齢者支援金等、金額102,675千円。

款の 4. 前期高齢者納付金等、金額76千円。

款の 5. 老人保健拠出金、金額11千円。

款の 6. 介護納付金、金額43,873千円。

款の 7. 共同事業拠出金、金額229,966千円。

5 ページをお願いします。

款の 8. 保健事業費、金額9,906千円。

款の 9. 基金積立金、金額 1 千円。

款の10. 公債費、金額10千円。

款の11. 諸支出金、金額1,203千円。

款の12. 予備費、金額10,867千円。

歳出合計、金額1,051,446千円というふうになっております。

予算に関する説明書により説明をいたします。

3 ページをお願いいたします。

歳入で、款の 1、項の 1 の国民健康保険税、目の 1. 一般被保険者等国民健康保険税の現年課税分は、徴収率95%、滞納繰越分につきましては、徴収率15%を見込んで算出をしております。

目の 2. 退職被保険者等国民健康保険税の現年課税分につきましては、徴収率を98%、滞納繰越分につきましては、徴収率15%を見込んで算出をしております。

5 ページをお願いします。

款の 4. 国庫支出金、項の 1. 国庫負担金、目の 1. 療養給付費等負担金、節の 1. 現年度分、123,940千円につきましては、一般被保険者分の療養給付費等の定率32%分の国庫負担分でございます。

款の 4. 国庫支出金、項の 2. 国庫補助金、目の 1. 財政調整交付金、節の 1. 普通調整交付金43,475千円につきましては、一般被保険者分の療養給付費などの定率 9 %分の交付金でございます。

款の 5、項の 1、目の 1 の療養給付費交付金、節の 1 の現年度分56,408千円につきましては、退職被保険者等療養給付費などに対し交付をされるものでございます。

6 ページをお願いします。

款の 6、項の 1、目の 1、節の 1 の前期高齢者交付金310,087千円につきましては、65歳

から74歳までの人に係る医療費を対象に交付されるものでございます。

款の7. 県支出金、項の1. 県補助金、目の1. 県補助金、節の2. 県調整交付金26,172千円につきましては、一般被保険者分の給付費等の6%分の一種交付金23,238千円と、医療費適正化事業等の二種交付金分2,934千円の方でございます。

7ページをお願いします。

款の8、項の1の共同事業交付金、目の1、節の1. 高額医療費共同事業交付金18,059千円につきましては、高額医療費でレセプト1件当たりの給付総額が800千円を超える医療費を対象として交付される共同事業交付金でございます。

目の2、節の1. 保険財政共同安定化事業交付金212,798千円につきましては、全ての医療費の実績に応じて交付されるものでございます。

8ページをお願いします。

款の10. 繰入金、項の1. 他会計繰入金、目の1、節の1. 一般会計繰入金57,619千円につきましては、一般会計からの繰り入れ基準に基づいた保険基盤安定繰入金及び出産育児一時金、財政安定化支援事業繰入金、事務費繰入金、子どもの医療費国保の医療費の繰入金でございます。

12ページをお願いします。

歳出で、款の2. 保険給付費、項の1. 療養諸費、目の1. 一般被保険者療養給付費、節の19. 負担金、補助及び交付金501,600千円につきましては、月41,800千円ということで積算しました給付費でございます。

目の2. 退職被保険者等療養給付費、節の19. 負担金、補助及び交付金48,000千円につきましては、月の額を4,000千円ということで積算しました給付費でございます。

13ページをお願いします。

款の2. 保険給付費、項の2. 高額療養費、目の1. 一般被保険者高額療養費、節の19. 負担金、補助及び交付金72,000千円につきましては、月6,000千円ということで積算しました療養費でございます。

目の2. 退職被保険者等高額療養費、節の19. 負担金、補助及び交付金9,600千円につきましては、月を800千円ということで積算しましたところでございます。

15ページをお願いします。

款の3、項の1の後期高齢者支援金等、目の1. 後期高齢者支援金、節の19. 負担金、補助及び交付金102,664千円につきましては、国民健康保険税の一部や療養給付費負担金等を財源として、後期高齢者医療制度に対する支援金でございます。

16ページをお願いします。

款の6、項の1、目の1. 介護納付金、節の19. 負担金、補助及び交付金43,873千円につきましては、先ほどの後期高齢者の支援金と同様に、介護納付金として納付するものでござ

います。

17ページをお願いします。

款の7、項の1の共同事業拠出金、目の2. 保険財政共同安定化事業等拠出金、節の19. 負担金、補助及び交付金212,895千円につきましては、全ての医療費を対象として、保険財政安定化事業に市町村が拠出するものでございます。

以上で議案第19号の補足説明を終わります。

最後に、議案第20号 平成28年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

平成28年度の後期高齢者特別会計の予算規模としましては、対前年度比でいきますと、マイナスの1.8%になっております。

予算書2ページをお願いいたします。

歳入。

款の1. 後期高齢者医療保険料、金額69,563千円。

款の2. 使用料及び手数料、金額2千円。

款の3. 繰入金、金額24,959千円。

款の4. 繰越金、金額1千円。

款の5. 諸収入、金額820千円。

歳入合計、金額95,345千円となっております。

3ページをお願いします。

歳出。

款の1. 総務費、金額517千円。

款の2. 後期高齢者医療広域連合納付金、金額93,509千円。

款の3. 保健事業費、金額787千円。

款の4. 諸支出金、金額32千円。

款の5. 予備費、金額500千円。

歳出合計、金額95,345千円。

次に、説明書により説明をいたします。

3ページをお願いいたします。

歳入で、款の1、項の1. 後期高齢者医療保険料、目の1の特別徴収保険料43,192千円と、目の2の普通徴収保険料、節の1の現年度分26,370千円につきましては、現在の調定額によりますところの算出でございます。

款の3. 繰入金、項の2、目の1の一般会計繰入金、節の2. 保険基盤安定繰入金23,943千円につきましては、低所得者への保険料軽減対策に対し、県の負担分4分の3、町負担分4分の1の財政基盤の安定を図るための一般会計からの繰入金でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出で、款の2、項の1、目の1. 後期高齢者医療広域連合納付金、節の19. 負担金、補助及び交付金93,509千円につきましては、歳入の保険料、保険基盤安定繰入金等の合算額を広域連合のほうに納付するものでございます。

以上で議案第15号、議案第16号、議案第19号、議案第20号の補足説明を終わります。御審議くださるよう、よろしくをお願いいたします。

**○議長（碓 勝征君）**

ほかに補足説明は。

**○建設課長（白濱博己君）**

私のほうから議案第17号、それから、議案第22号、議案第23号の補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第17号 平成27年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算書（第3号）の補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書の準備をお願いいたしまして、1ページめくっていただきまして、2ページです。

初めに、予算の総額を説明いたします。第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございますが、左のほうから款、補正額、計の順に読み上げて説明いたします。

款の1. 分担金及び負担金、補正額10,839千円、計11,120千円。

款の2. 使用料及び手数料、補正額790千円、計の140,290千円。

款の4. 財産収入、補正額52千円、計の53千円。

款の5. 繰入金、補正額マイナスの11,846千円、計の241,877千円。

歳入合計、補正額マイナスの165千円、計の685,820千円でございます。

続いて3ページでございます。

歳出です。

款の1. 総務費、補正額843千円、計の150,770千円。

款の3. 公債費、補正額マイナスの1,008千円、計の457,548千円。

歳出合計、補正額マイナスの165千円、計の685,820千円でございます。

続きまして、平成27年度の上峰町農業集落排水特別会計補正予算書の説明書ということでございまして、めくっていただきまして、3ページをお願いいたします。

3ページです。歳入でございます。

款の1. 分担金及び負担金、項の1. 分担金、目の1. 分担金、節の1. 分担金でございますが、受益者分担金新規加入分でございます。この分につきましては、当初、1千円の頭出しをしております、今年度、加入があった分を今回計上させていただいております、

内容につきましては、共同住宅アパート分が11棟の66戸分。これは金額9,240千円でございます。続いて、1戸建ての分、これは8件でございます。1,600千円。合わせましたところで10,840千円でございますが、頭出し1千円を差し引いた金額の10,839千円でございます。

続いて、款の2. 使用料及び手数料、項の1. 使用料、目の1. 使用料、節の1. 処理施設使用料でございます。過年度分の使用料790千円を計上させていただいております。当初予算では1,500千円の計上をさせていただきましたが、現在の収入額ということで、2,290千円の収入状況がっております。その増が差額分の790千円を今回補正をお願いしている分でございます。

続きまして、款の4. 財産収入、項の1. 財産運用収入、目の1. 利子及び配当金、節の1. 利子及び配当金でございますが、農業集落排水事業の減債基金利子、この件につきましては、現在の基金の利子の減の収入済額と、それから基金の予定の利子の見込みということで、合わせましたところで52,964円の見込みでございますので、52千円を計上させていただいております。この分で、27年度末の基金の残高でございますが、利息を加えないところでございます。済みません。25,120,357円でございます。

続きまして、款の5. 繰入金、項の1. 繰入金、目の1. 一般会計繰入金、節の1. 一般会計繰入金です。マイナスの11,846千円。これは新規分担金の加入金が入った分でございますが、その分の一般会計の分を減額する分、それと公債費の利子の返還分の減額相当分ということで、1,007千円を含んだところで、この一般会計のマイナスの減額をさせてもらっておるところでございます。

めくっていただきまして、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出の款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費の中の節の1. 需用費です。消耗品費、マイナスの1,300千円でございます。この件につきましては、真空弁等のオーバーホール用の部品、これは特殊物でございますが、を予定しておりましたけれども、在庫分で対応ができ、今回、不要となりましたものですから、その分1,300千円を今回減額するものでございます。続きまして、6番目の修繕料、施設内の機械器具ということで、今回2,340千円を補正お願いしております。この件につきましては、堤処理区の中継ポンプの補修ということで700千円を見込んでおります。それから、前牟田地区の処理施設の圧送ポンプ1,500千円を予定しております。そのほかに、機器等の保守ということで140千円ということで、合わせまして2,340千円を計上させていただいております。

続きまして、12の役務費でございます。事業所等の水質検査料、この件につきましては、流入水が悪化している事業者等を調べることで、当初組んでおりましたが、そういう例がございませんでしたものですから、今回ないということでマイナス150千円を減額しておるところでございます。

13の委託料でございます。この件につきましては、維持管理委託料、第一環境さんのほうに年間委託しておりますが、契約後の残金の一部を100千円減額させてもらっているところでございます。ちなみに、27年度の契約額は118,273,860円で契約をしておるところでございます。

続きまして、目の2. 減債基金費、節の25. 積立金でございます。農業集落排水事業の減債基金の積立金、これは収入があった分の利息を今回基金に積み立てるものでございます。53千円でございます。

続きまして、款の3. 公債費、項の1. 公債費、目の1. 元金、節の23. 償還金、利子及び割引料ということで、償還元金、2月の償還金の確定に伴いまして、不足分235千円ということでありましたものですから、今回、追加補正をする分でございます。予算規模としては、左側にありますとおり、補正後の額が380,033千円ということになっております。下段の償還利子につきましては、2月の償還利子の確定によるものでございますが、今回、借りかえをした分と、それから当初予定していた金利よりも低金利で借りかえをしたということで、今回、マイナスの1,243千円ということで計上させていただいております。

以上であります。今回、補正につきましては、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、議案第22号 平成28年度上峰町農業集落排水特別会計予算書につきまして補足説明をいたします。

今回の予算規模といたしましては、めくってもらって、520,462千円でございます。昨年と比べますと、マイナスの58,196千円の減ということで、89.9%、約1割減の予算となっております。

2ページをお願いいたします。初めに、予算の総額を説明いたします。

まず歳入でございますが、款の1. 分担金及び負担金、金額480千円。

款の2. 使用料及び手数料、金額141,300千円。

款の4. 財産収入、金額1千円。

款の5. 繰入金、金額246,078千円。

款の6. 繰越金、1千円を頭出ししております。

款の7. 諸収入、合わせましたところで2千円でございます。

それから、款の8. 町債、金額132,600千円でございます。

歳入合計520,462千円でございます。

続きまして、3ページ、歳出でございます。

款の1. 総務費、金額141,800千円。

款の3. 公債費、金額378,162千円です。

款の4. 予備費、金額500千円でございます。

歳出合計520,462千円でございます。

めくっていただきまして、4ページでございます。

第2表 地方債であります。起債の目的といたしまして、下水道事業資本費平準化債、限度額132,600千円でございます。起債の方法につきましては、普通貸借又は証券発行ということで、利率、年利4%以内でございます。以下、ごらんのとおりでお願いいたします。今年度の償還の一部として、資本費平準化債を年利4%以内で計画しておるところでございます。

続きまして、下段の平成28年度上峰町農業集落排水特別会計予算書に関する説明書ということでございまして、めくっていただきまして、3ページをお願いいたします。

歳入の部でございますが、重立ったものを説明させていただきます。

款の1. 分担金及び負担金、項の1. 分担金、目の1. 分担金、節の1. 分担金でございます。受益者分担金280千円。この分につきましては、過年度分2件につきまして計上をさせていただいておりますが、この分につきましては、未収分でございます。1件が80千円、1件が200千円ということでございます。それから、下段の受益者分担金新規加入分ということで、今回は頭出し1千円を1件、200千円を計上させていただいております。

続いて、款の2. 使用料及び手数料、項の1. 使用料、目の1. 使用料、節の1. 処理施設の使用料ということで、現年度使用料でございます。139,800千円。この件につきましては、平成27年度分のつなぎ込みの増ということで、前年度よりも1,800千円の増額ということで、今回計上していただいているというところでございます。過年度分の使用料につきましては、前年と同額で1,500千円を計上させていただいております。

それから、1つ飛びまして、款の5の繰入金、項の1. 繰入金、目の1. 一般会計繰入金、節の1. 一般会計繰入金の240,213千円でございます。この分につきましては、昨年度よりも4,151千円の減ということでございまして、一般会計のほうから運営費にいただいている金額でございます。この件につきましては、事業費の町単独費の減と借り入れした分の利子の負担の減ということで、今回計上させてもらっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

款の5. 繰入金、項の1. 繰入金、目の2. 農業集落排水事業減債基金繰入金でございます。節の1の農業集落排水事業減債基金繰入金、この件につきまして5,865千円。今年度、基金を取り崩し、繰り入れするものでございます。繰り入れ後の基金の残額につきましては、利息を含まないところでございますが、19,255,357円でございます。

続きまして、下段の5ページの町債のところでございますが、款の8. 町債、項の1. 町債、目の1. 下水道事業債、節の3の資本費平準化債ということで、この件につきましては、先ほど第2表 地方債のところの説明したとおり、償還金の一部をこの平準化債で一部借り入れするものでございます。金額132,600千円でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

歳出のほうでございます。

まず、款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費でございます。節の1. 需用費、その中で、1 消耗品費1,520千円でございます。昨年度よりも1,080千円ほど減額をしておりますが、重立ったものにつきましては、真空弁のオーバーホール用の部材、約1,300千円、それから警報板用蓄電池ということで、切通地区の警報板の電池の交換ということで約200千円、そのほかということで計上させていただいております。それから、修繕費につきましては、8,068千円ということで、この件につきましては、昨年よりも5,098千円ほどの減でございますが、主なものといましては、三上処理場の流入ポンプ2台分、3,500千円。それから江迎処理場の真空ポンプ3台のうち1台分の補修ということで、3,000千円。その他緊急時に発生する機器補修ということで、1,506,800円を計上させてもらっておるところでございます。

それから、13の委託料でございます。農業集落排水処理施設の維持管理委託料ということで、今年度121,005千円を計上しておりますが、昨年度から5,013千円の増でございます。この件につきましては、平成26年に3カ年間の長期継続契約をしておりますが、坊所処理場の増設によりまして、昨年10月に変更契約を交わしまして、28年度の委託料につきまして、増設分も含めたところでの金額を計上させてもらっておるところでございます。

続きまして、その下段、下水道使用料徴収事務委託料ということで、4,303千円。この件につきましては、昨年度よりも211千円増でございますが、平成27年度当初、件数にいたしまして、2,940件が約160件増加いたしまして、310件を予定しております。これは水道企業団のほうに委託してございまして、1件の手数料としては、約219円でございますが、その増ということで今回計上させているところでございます。その他の分につきましては、前年度と大きな変動はあっておりません。

続きまして、下段の7ページでございますが、中ほど、節の15. 工事請負費3,500千円ということで、江迎処理区の管路施設工事ということで計上しておりますが、この件につきましては、東前牟田地区、おたっしゃ館の東側のちょっと北になるんですが、約2,000平米ほどの8区画の宅地分譲が予定されております。この地区につきましては、真空方式ではございますが、新規加入分の際には、各家々に小型真空ユニット升の設置を町が負担している状況でございますが、8区画ということで経費の節減等を考慮いたしまして、今回、集合の真空ポンプのマンホールを1基設置したいということで、今回はその工事代3,500千円を予定しておるところでございます。

めくっていただきまして、最後に8ページでございます。

8ページの上段ですね、款の1. 総務費、項の1. 総務管理費、目の2. 減債基金費の節の25. 積立金500千円でございます。この件につきましては、一般会計からの繰入金のうち

500千円分につきまして、これを基金に積み立てる分でございます。

それから、款の3. 公債費、項の1. 公債費、目の1. 元金、節の23. 償還金、利子及び割引料ということで、本年度306,124千円。この件につきましては、既に借り入れている分と、それから27年度についての償還も含めたところで合計金額306,123,415円という金額で計算をしておるところでございます。

続きまして、2番目の利子といたしまして、償還利子71,948千円。この分につきましては、現在の借り入れ分の利子70,990,940円と、それから27年度内に借り入れを予定した分の事業債の956,628円、合わせたところでの金額を計上しているところでございます。

重立ったものは以上でございますが、今年度の款の事業費につきましては、坊所処理場の機能強化事業が27年度に終了しておりますので、今年度の予算といたしましては、一般管理費が中心の予算の支出案ということになっております。

以上、補足説明をさせていただきました。

続きまして、議案第23号 町道路線の認定ということでございます。

道路法第8条第2項の規定によりまして、上峰町道路線を次のとおり認定したいので議会の議決を求めるということございまして、今回お願いしている路線につきましては、議案の添付資料といたしまして、位置図、それから路線の平面図をつけておりますが、場所といたしましては、西峰地区の南部でございますが、以前、道路整備をした西峰東西2号線、避難道の件でございますが、その南側の道路でございます。土地につきましては、所有は上峰町の所有で2筆ありますが、公衆用道路でございます。路線番号といたしましては、8263号。路線名は西峰東西3号線。起点といたしまして、上峰町大字前牟田字小坊所1956番地34地先。終点は上峰町大字坊所字西峰2818番地の2地先でございます。延長は430メートル、幅員は2メートルとなっております。

この道路につきましては、平成26年の9月議会で請願採択されている路線でございまして、整備するに当たりまして、関係地権者全員の用地提供の同意がなされておるところでございます。地元といたしましても、協力体制があるため、今回、町道認定をさせていただきたいということで提案させていただきました。

どうかよろしく御審議いただくことをお願い申し上げまして、議案第17号、議案第22号、議案第23号の補足説明をさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（碓 勝征君）

ほかに補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

補足説明がないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

**日程第6 議案第8号**

○議長（碓 勝征君）

日程第6．議案審議。

議案第8号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第8号の質疑を終結します。

**日程第7 議案第9号**

○議長（碓 勝征君）

日程第7．議案審議。

議案第9号 特別職の給与条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第9号の質疑を終結します。

**日程第8 議案第10号**

○議長（碓 勝征君）

日程第8．議案審議。

議案第10号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第10号の質疑を終結します。

**日程第9 議案第14号**

○議長（碓 勝征君）

日程第9．議案審議。

議案第14号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第9号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第14号の質疑を終結します。

**日程第10 議案第15号**

○議長（碓 勝征君）

日程第10. 議案審議。

議案第15号 平成27年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第15号の質疑を終結します。

日程第11 議案第16号

○議長（碓 勝征君）

日程第11. 議案審議。

議案第16号 平成27年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

ないようですので、議案第16号の質疑を終結します。

日程第12 議案第17号

○議長（碓 勝征君）

日程第12. 議案審議。

議案第17号 平成27年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○7番（吉富 隆君）

お尋ねでございますが、3ページの収入のところ、66戸と8戸のつなぎ込みの収入が明記をされております。上峰町全体として、農業集落排水のつなぎ込みのパーセントは大体どのくらいになるのでしょうか。

これが1点と、それから次めくっていただいて4ページでございますが、一般管理費の中で修繕料が2,340千円上がっておりますが、これにつきましては、27年度いっぱい修理が終わるかどうか、お尋ねをさせていただきたい。

○建設課長（白濱博己君）

現在のつなぎ込みの率ということでございますが、この率でいきまして、全体で申しますと、全体で世帯数分の供用件数ということで、86%になっております。

続きまして、修繕料の今回、2,340千円を計上させていただいておりますが、先ほど言いました堤処理区の中継ポンプ、それから前牟田処理場の圧送ポンプにつきましては、今年度、3月までに修理は終わるという予定でございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

86%ということ、かなりつなぎ込みが進んだのではなかろうかというふうに思います。これ毎回お尋ねをしておいたわけですが、86%つなぎ込みがあったとして、採算ベースと申しあげたら失礼になるかも知れませんが、どうなのでしょう、この下水道を始めたころにつきましては、90%という話を聞いておりました。それで採算ベースになるだろうと。若干、変わってきたのではなかろうかというふうに考えますけれども、あと4%のつなぎ込みについての対策はどのようにされておられますか。

**○建設課長（白濱博己君）**

特別会計の運用といたしましては、基本的に使用料におきまして、その収入によって維持管理費をしているということで、基本そういう方向であります。しかしながら、一部、今、起債を打っておりまして、償還金が年々ふえている関係で、一般会計からの繰入金で少し賄っているというふうなことも維持管理も含めて、今、緊急に対応する分の維持管理が年間10,000千円以上超えておるものですから、そこら辺につきましては、適正管理ということで努めておるところでございます。

つなぎ込みの今後の対策として打ってございますが、以前、役場のほうで職員さんに協力をいただきまして、訪問をお願いしているというふうなことでございました。現在は、文書なりということも含めて今後していかなければなりませんけど、高齢者の世帯とか、それから改築を予定されていない地区とか、現在は空き家等もふえてきてはおりますが、今後につきましても、未加入分の推進につきましては、今後、努力していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

**○7番（吉富 隆君）**

この関連でございますが、ぜひとも積算をしていただいて、90%で本当に大丈夫なのかどうかということもしていただければなと思います。アパートについては、1カ所であったわけですね。途中で変わったと思います、1件1件に。だから、戸数的にはふえたんであろうと思います。戸数がふえれば滞納問題も出てくるであろうと思います。今いろいろな策を練ってやっておられるんで、やはりこのつなぎ込みが一番大事であろうというふうに思いますので、ぜひとも28年度に向けての対策をきちっとした形をとっていただいて、努力をしていただくようお願いをし、質問を終わらせていただきます。

**○議長（碓 勝征君）**

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（碓 勝征君）**

ないようですので、議案第17号の質疑を終結いたします。

日程第13 議案第18号

**○議長（碓 勝征君）**

日程第13. 議案審議。

議案第18号 平成28年度上峰町一般会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。（発言する者あり）

今の私が申し上げたのは、日程第13ということで、議案第18号の平成28年度上峰町一般会計予算を申し上げておりますので、質疑がないようであれば、特別委員会のほうに付託という形になりますので、一応質疑はありませんかということになりますので、そういうことでお願いします。

お諮りします。ただいま審議中の平成28年度上峰町一般会計予算につきましては、10名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（碓 勝征君）**

異議なしと認めます。よって、本案につきましては、10名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定いたしました予算特別委員会につきましては、委員長に原田希議員、副委員長に漆原悦子議員を選任したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（碓 勝征君）**

異議なしと認めます。よって、委員長に原田希議員、副委員長に漆原悦子議員が選任されました。

皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

ここで委員長に選任されました原田希議員に就任の御挨拶をお願いします。

**○9番（原田 希君）**

皆さんこんにちは。ただいま平成28年度予算特別委員会委員長に御指名いただきました9番原田希でございます。

大変重く受けとめております。皆様御承知のとおり、本町の財政はまだまだ厳しい状況下にあるというふうに思っております。皆様方の御協力をお願いし、慎重に予算審議をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（碓 勝征君）**

ありがとうございました。

**日程第14 討論・採決**

○議長（碓 勝征君）

日程第14. 討論・採決。

議案第8号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（碓 勝征君）

起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 特別職の給与条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（碓 勝征君）

起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（碓 勝征君）

起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第9号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（碓 勝征君）

起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 平成27年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（碓 勝征君）

起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 平成27年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（碓 勝征君）

起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 平成27年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（碓 勝征君）

起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後2時23分 散会